

令和3年度税制改正のポイント

目次

1	法人課税	P. 3
2	国際課税	P.23
3	消費課税	P.26
4	個人所得課税	P.32
5	資産課税	P.38
6	納税環境整備	P.52



1. 法人課税

研究開発税制 一般型(旧総額型)

改正のポイント

- 売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業について、控除上限額の引き上げがされます。
- 上記措置に加え、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率の上昇カーブを見直すとともに控除率の下限の引き下げがされます。

解説

	【改正前】	【改正後】
控除率	試験研究費の増減に応じ、6～14% 【上乗せ①】 控除率 ①増減試験研究費割合 > 8% $9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (14%上限) ②増減試験研究費割合 ≤ 8% $9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (6%下限) 【上乗せ②】 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5加算 (上限法人税額10%)	試験研究費の増減に応じ、2～14% 【上乗せ①】 控除率 ①増減試験研究費割合 > 9.4% $10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (14%上限) ②増減試験研究費割合 ≤ 9.4% $10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (2%下限) 【上乗せ②】 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 控除率 × (試験研究費割合 - 10%) × 0.5加算 (上限法人税額10%)
控除上限	【原則】 法人税額 × 25% 【上乗せ①】 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 0～10%上乗せ (上限法人税額10%)	【原則】 法人税額 × 25% 【上乗せ①】 試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10% 0～10%上乗せ (上限法人税額10%) 【上乗せ②】 次の要件を充足：法人税額の5%上乗せ イ 基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% ロ 試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額

- ※ 基準年度試験研究費の額は、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度(基準年度)の試験研究費の額をいいます。
- ※ 基準年度比売上金額減少割合は、基準年度の売上に比して当期売上が減少した割合をいいます。

研究開発税制 中小企業技術基盤強化税制

改正のポイント

- 中小企業者等が試験研究費の額を支出した場合の研究開発税制（中小企業者等の試験研究を行った場合の税額控除制度）についても、一般型(旧総額型)と同様の見直しがされます。

解説

	【改正前】	【改正後】
控除率	<p>中小企業者等の場合、12～17%</p> <p>【上乗せ①】控除率</p> <p>①増減試験研究費割合 > 8%</p> $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (17%上限) <p>②増減試験研究費割合 ≤ 8%</p> <p>12%</p> <p>【上乗せ②】試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%</p> $\text{控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ 加算 (上限法人税額10%)	<p>中小企業者等の場合、12～17% (注)</p> <p>【上乗せ①】控除率</p> <p>①増減試験研究費割合 > 9.4%</p> $12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (17%上限) <p>②増減試験研究費割合 ≤ 9.4%</p> <p>12%</p> <p>【上乗せ②】試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%</p> $\text{控除率} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5$ 加算 (上限法人税額10%)
控除上限	<p>【原則】法人税額 × 25%</p> <p>【上乗せ①-A】中小企業者等の増加率が8%超の場合</p> <p>OR 法人税額の10%上乗せ</p> <p>【上乗せ①-B】試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%</p> <p>0～10%上乗せ (上限法人税額10%)</p>	<p>【原則】法人税額 × 25%</p> <p>【上乗せ①-A】中小企業者等の増加率が9.4%超の場合</p> <p>OR 法人税額の10%上乗せ</p> <p>【上乗せ①-B】試験研究費の額 > 平均売上金額 × 10%</p> <p>0～10%上乗せ (上限法人税額10%)</p> <p>【上乗せ②】次の要件を充足：法人税額の5%上乗せ イ 基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% ロ 試験研究費の額 > 基準年度試験研究費の額</p>

適用時期

一般型(旧総額型)及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限の上乗せ②については、令和3年4月1日～令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用されます。

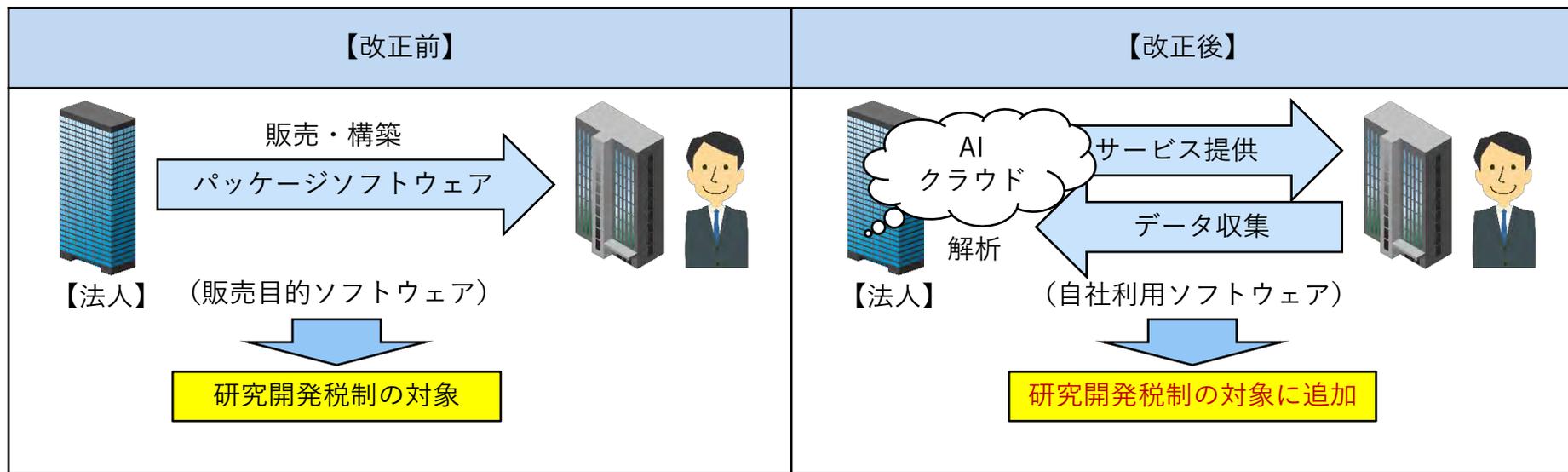
研究開発税制 試験研究費の定義

改正のポイント

- 企業のデジタルトランスフォーメーションを促進する観点から、クラウド環境で提供するソフトウェアなど自社利用ソフトウェアの普及が拡大していることも踏まえ、ソフトウェア分野における研究開発を支援するため、自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が研究開発税制の対象に追加されます。

解説

- 研究開発税制の対象となる試験研究費の額に、パッケージソフトウェアと同様にクラウド環境で提供するソフトウェアなど自社利用ソフトウェアの取得価額を構成する試験研究に要した費用が追加されます。



実務上の留意点

いわゆるリバースエンジニアリングについては、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないものとして研究開発税制の対象外とされます。

研究開発税制 オープンイノベーション型

改正のポイント

- 産学連携の更なる活性化を図るため、オープンイノベーション型の対象範囲に国公立大学・国立研究開発法人との共同・委託研究を追加し、共同・委託研究先である特別研究機関等に人文系の研究機関が追加されます。
- 大学等及び特定中小企業者等の共同・委託研究につき要件が追加されます。

解説

試験研究の種類	対象範囲	控除率
共同試験研究 委託試験研究	特別研究機関等（人文系の研究機関）	30%
	大学等	
	研究開発型ベンチャー	25%
	国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人	
	その他の者（民間企業等）	
技術研究組合	20%	
委託試験研究		特定中小企業者等
知的財産権の使用料		特定中小企業者等
希少疾病用医薬品等に関する試験研究・特定用途医薬品等に関する試験研究		

【要件の追加】

①大学等との共同研究・委託研究の要件追加

契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定（中小企業者等については、金額要件はありません。）

②特定中小企業者等への委託研究の要件追加

次の要件を満たすものに限定されます。

イ 受託者の委託に基づき行う業務が、受託者において試験研究に該当するものであること。

ロ 委任契約等において、試験研究の成果を委託法人が取得するものとされていること。

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

改正のポイント

- 「2050年カーボンニュートラル」を達成するため、一定の要件を満たす省エネ・脱炭素化に資する最新設備の導入投資等について税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

解説

- 青色申告書を提出する法人が中長期環境適応生産性向上設備(仮称)又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備(仮称)を令和6年3月31日までに取得した場合には、その取得価額につき税額控除又は特別償却の選択適用ができる措置が講じられます。

【税額控除】	【特別償却】
5%	50%
温室効果ガスの削減に著しく資するものについては10%	

※ 設備投資総額のうち本制度の対象となる金額は500億円が限度となります。

- 中長期環境適応計画(仮称)の経済産業大臣認定要件
 - ① 中長期環境適応生産性向上設備
事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額(経済活動炭素生産性)の目標が、「3年以内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること。
 - ② 中長期環境適応需要開拓製品生産設備
イ、中長期環境適応需要開拓製品(燃料電池・パワー半導体等のうち特に優れた性能を有するもの)の生産を行うために不可欠な機械装置であること。
ロ、専ら中長期環境適応需要開拓製品の生産に使用されること。

実務上の留意点

税額控除額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制による税額控除との合計額で当期の法人税額の20%を上限とします。

デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

改正のポイント

- 企業変革を進めるためのデジタル技術に関する一定の投資に関し、投資額の特別償却又は税額控除を認める措置が新たに設けられます。

解説

- 企業変革を進めるためのデジタル技術に関する一定の投資に関し、以下の要件をすべて満たす法人は税額控除又は特別償却を選択適用することができます。
 - ① 青色申告書を提出していること。
 - ② 産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）について認定を受けていること。※ただし、大企業の税額控除不適用措置に該当する場合を除く。
- 適用対象資産及び特別償却及び税額控除の割合については以下の通りとなります。（制度対象投資金額の上限は300億円）

対象資産	特別償却	税額控除(※3)
ソフトウェア 繰延資産(※1) 機械装置及び器具備品(※2)	30%	3% (グループ(※4)外の事業者とデータ連携する場合には5%)

※1 事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用の支出が該当します。

※2 適用要件を満たすソフトウェア又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供するものであり、開発研究用のものは除かれます。

※3 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制による控除税額との合計で法人税額の20%までが上限となります。

※4 「グループ」とは、会社法上の親子会社関係によって構成されるグループを指します。

適用時期

産業競争力強化法の改正施行の日から令和5年3月31日までの間に認定を受けた投資に対し適用されます。

繰越欠損金の控除上限の特例の創設

改正のポイント

- コロナ禍にある企業が企業変革のために投資を行うことを促進するため、一定の要件を満たす場合には、繰越欠損金の控除限度額を100%に引上げる特例が創設されます。

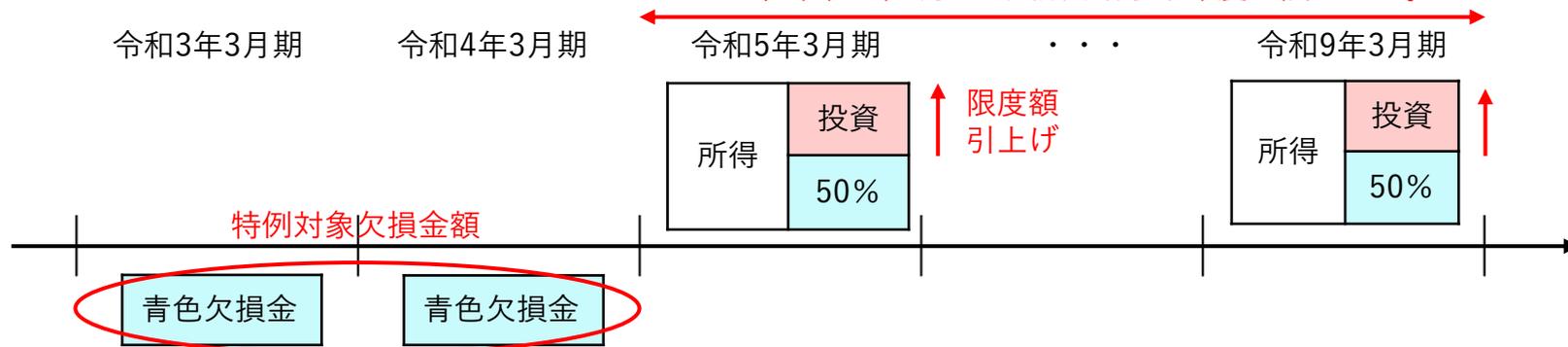
解説

- 青色申告書を提出する法人で**事業適応計画(仮称)に基づく投資**を行うものの繰越欠損金について以下の措置が講じられます。

	【内容】
特例対象欠損金額	令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度に生じた青色欠損金額
欠損金の控除限度額	最大5年間、繰越欠損金の控除限度額 100% (= 中小法人以外の法人の控除額50%から100%に引上げ) ※ この特例における欠損金の控除限度額の引上げは、事業適応計画(仮称)に従って行った投資額に達するまでの金額を上限とします。

- イメージ：中小法人以外の3月決算法人の場合

欠損金が生じた事業年度後に初めて所得が生じた事業年度から5年間。
ただし、令和8年4月1日以前開始事業年度に限ります。



給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

改正のポイント

- 国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合、下記の税額控除の適用があります。

解説

	【改正前】		【改正後】	
【要件】	① 継続雇用者給与等支給額 （※3）が前年度から3%以上増加 ② 国内設備投資額が当期減価償却費の95%以上 ③ 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること		① 新規雇用者給与等支給額 （※1）が前年度から2%以上増加（雇用調整助成金等は控除しません） ② 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること	
【税額控除額】	上乗なし	雇用者給与等支給額 の対前年度増加額×15%	上乗なし	控除対象新規雇用者給与等支給額 （※2）×15%（雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限）
	上乗あり	雇用者給与等支給額 の対前年度増加額×20%	上乗あり	控除対象新規雇用者給与等支給額 （※2）×20%（雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限）
		要件 教育訓練費が前期・前々期の年平均額から20%以上増加		要件 教育訓練費が前期から20%以上増加
控除限度額（上限）		法人税額×20%	控除限度額（上限） 法人税額×20%	

- （※1）国内の事業所で新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者の雇用した日から1年以内に支給する給与等の額をいいます。
- （※2）国内の事業所で新たに雇用した者の雇用した日から1年以内に支給する給与等の額をいいます。
- （※3）国内雇用者のうち前年度からすべての月で給与等の支給がある一定の者（継続雇用者）のその支給額をいいます。

実務上の留意点

設立事業年度は対象外になります。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

所得拡大促進税制の見直し（中小企業者等）

改正のポイント

- 雇用を守りつつ賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を下支えする観点から、下記の改正が行われます。

解説

		【改正前】	【改正後】
【要件】		① 継続雇用者給与等支給額 （※3）が前年度から1.5%以上増加 ② 雇用者給与等支給額が前年度を上回ること	① 雇用者給与等支給額 （※1）が前年度から1.5%以上増加
【税額控除額】	上乗なし	雇用者給与等支給額の対前年度増加額 × 15%	上乗なし 雇用者給与等支給額の対前年度増加額（※2） × 15%
	上乗あり	雇用者給与等支給額の対前年度増加額 × 25%	雇用者給与等支給額の対前年度増加額（※2） × 25%
		要件 ① 継続雇用者給与等支給額 （※3）が前年度から2.5%以上増加 ② A・Bのいずれかを満たすこと A 当期教育訓練費 ≧ 前期教育訓練費 × 110% B 経営力向上の証明がされたこと	上乗あり 要件 ① 雇用者給与等支給額 （※1）が前年度から2.5%以上増加 ② A・Bのいずれかを満たすこと A 当期教育訓練費 ≧ 前期教育訓練費 × 110% B 経営力向上の証明がされたこと
控除限度額（上限）		法人税額 × 20%	控除限度額（上限） 法人税額 × 20%

（※1）雇用調整助成金等の額は控除しません。

（※2）雇用調整助成金等の額を控除します。

（※3）国内雇用者のうち前年度からすべての月で給与等の支給がある一定の者（継続雇用者）のその支給額をいいます。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までに開始する各事業年度について適用されます。

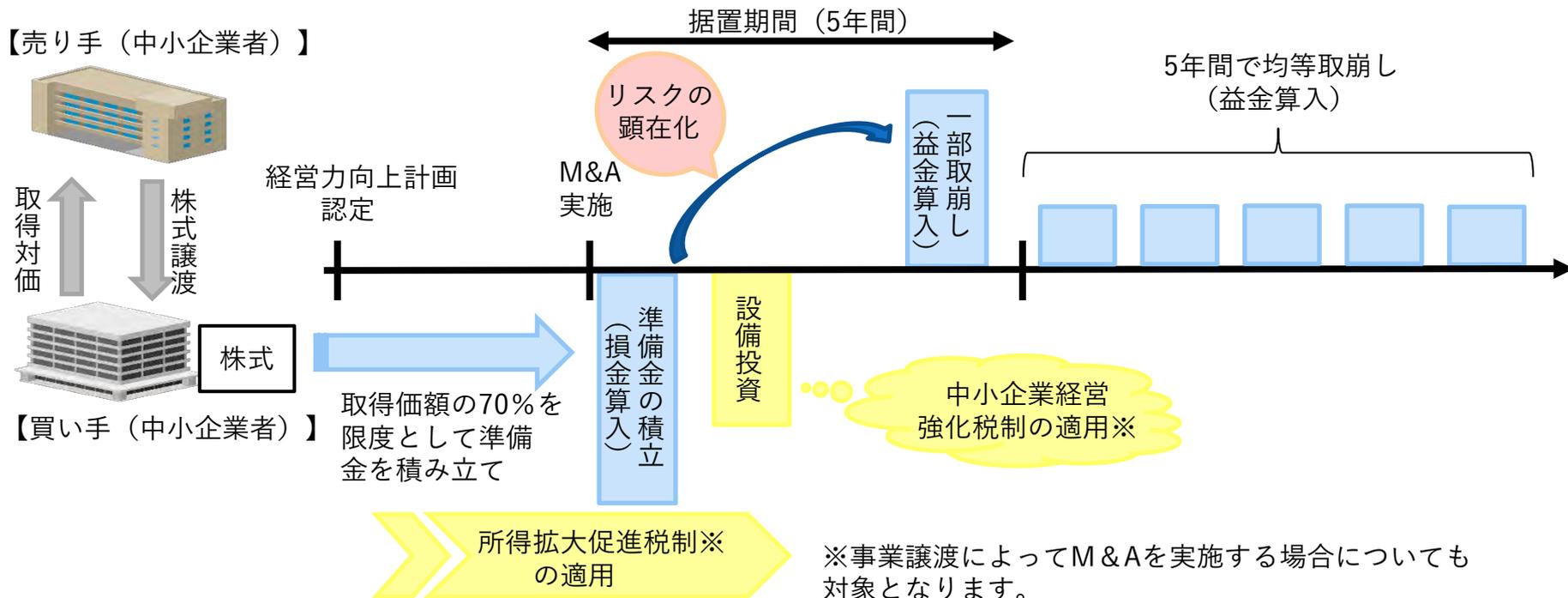
中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

改正のポイント

- 中小企業の経営資源の集約化に資する税制として中小企業事業再編投資損失準備金制度が創設されます。

解説

- 中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けた中小企業者が株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとなります。（計画の認定期限：令和6年3月31日）
- この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入することとなります。



中小企業者等の法人税率の特例の延長

改正のポイント

- 中小企業者等の年800万円以下の所得金額に適用される軽減税率15%（本則税率19%）については、適用期限が2年延長されます。

解説

区分	所得金額	【改正前】		【改正後】	
		令和3年3月31日 までに開始する 事業年度	令和3年4月1日 以降に開始する 事業年度	令和5年3月31日 までに開始する 事業年度	令和5年4月1日 以降に開始する 事業年度
中小企業者等 (資本金1億円以下の法人)	年800万円 以下の部分	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)
	年800万円 超の部分	23.20%		23.20%	

適用時期

令和5年3月31日までに開始する事業年度までの適用となります。

中小企業投資促進税制等の延長等

改正のポイント

- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制を中小企業投資促進税制に統合した上、適用期限を2年延長。
- 中小企業経営強化税制に経営資源集約化設備を追加した上、適用期限を2年延長。

解説

中小企業経営強化税制

生産性向上設備

生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備

収益力向上設備

投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備

デジタル化設備

遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備

経営資源集約化設備

修正ROA※又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

即時償却
又は税額
控除
7%or10%

新設

中小企業投資促進税制

対象事業の拡充：不動産業、物品賃貸業、料亭等

対象法人の追加：商店街振興組合

対象資産の除外：匿名組合契約等の目的である事業の用に供するもの

商業・サービス業・
農林水産業活性化
税制統合・廃止

特別償却
30%
税額控除
7%

実務上の留意点

※ ROA: 総資産利益率

中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制と合わせて法人税額の20%が税額控除の上限

適用時期

令和5年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用

地域未来投資促進税制の見直し及び適用期限の延長

改正のポイント

- 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について見直しの上、適用期限を2年延長。

解説

- サプライチェーン強靱化に資する類型の新設及び制度の見直し（適用対象法人及び適用要件の変更はなし）

	【改正前】	【改正後】	【新設】
事業の先進性に関する基準の見直し	先進性の評価にあたり評価委員が下記取組みを指標として評価 ・製品の先進性 ・販売方式の先進性 ・役務の先進性 ・提供方式の先進性	従来の類型 <追加> 投資収益率又は労働生産性伸び率が一定水準以上見込まれることを確認	サプライチェーンの強靱化に資する類型 海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でのその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれることを確認
特定非常災害に関する特例の見直し	承認地域経済牽引事業の実施場所が生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区であって当該計画の承認を受けた日が特定非常災害発生日から起算して5年又は3年経過していないこと	承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日とその特定非常災害発生日から1年を経過していない場合とし、対象となる区域を特定非常災害により生活活動の基盤に著しい被害を受けた地区のうちその特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域	

実務上の留意点

特別償却及び税額控除の要件として投資収益率及び労働生産性の伸び率が一定水準以上見込まれることが追加

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した資産に適用

大企業の税額控除不適用措置の見直し

改正のポイント

- 税制改正に伴い、大企業につき税額控除を受けられないとする措置について、適用される税制が追加されます。
- 賃上げ要件の判定が見直されます。
- 適用期限が3年間延長されます。

解説

- 適用税制の追加
税制改正に伴い、大企業につき税額控除を受けられないとする措置について、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制が加えられることになります。

	【改正前】	【改正後】
適用税制	①研究開発税制 ②地域未来投資促進税制 ③5G投資促進税制	①研究開発税制 ②地域未来投資促進税制 ③5G投資促進税制 ④カーボンニュートラルに向けた投資促進税制 ⑤デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

- 賃上げ要件の判定の見直し
継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等を超えるか否かの判定を行う際に、雇用調整助成金及びこれに類するものを控除しないこととなります。

- 適用期限の3年延長

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和3年3月31日	令和6年3月31日

自社株式等を対象としたM&Aに係る税制上の措置

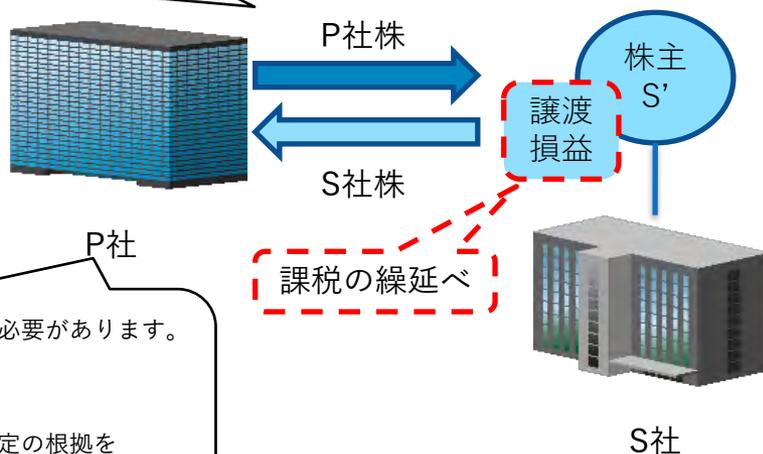
改正のポイント

- 会社法の見直しにより「株式交付制度」が新たに創設されます。（令和3年3月施行）
- 当制度を活用した機動的な事業再構築を促す観点から、譲渡した対象会社株式にかかる譲渡損益課税が繰り延べられます。

解説

- 買収会社（下図 P社）が対象会社（下図 S社）をその子会社とする場合には、P社の株式をS社株主に交付することができ、その場合、対象会社株主（下図 S'）にて発生する譲渡損益の課税は繰り延べられることとなります（所得税も同様）。

対価のうち、80%以上が買収会社の株式であることが求められます。
繰り延べる損益は、株式に対応する部分のみとなります。



以下の書類を確定申告書に添付する必要があります。
(株式交換・株式移転も同様)

- ・ 株式交付計画書
- ・ 株式交付に係る明細書
- ・ 交付した資産の数または価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類

参考：会社法の見直し

	現行	株式交付制度
検査役調査	原則として必要。	適用なし
不足額填補責任	責任を負う可能性あり。	適用なし
株主総会特別決議	買収会社にて必要となる可能性あり。	適用なし

実務上の留意点

株主が外国法人の場合、恒久的施設で管理する株式に対応して交付を受けた部分のみ課税が繰り延べられます。

中小企業者等の貸倒引当金の特例における法定繰入率の見直し

改正のポイント

- 中小企業者等の貸倒引当金について、一部の業種で法定繰入率が見直されます。

解説

- 中小企業者等(※)の貸倒引当金の特例について、下記の通り法定繰入率が引き下げられます。

業種	【改正前】	【改正後】
卸売業及び小売業	1,000分の10	1,000分の10
製造業	1,000分の 8	1,000分の 8
金融業及び保険業	1,000分の 3	1,000分の 3
割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個人信用購入あっせん業	1,000分の13	1,000分の 7
上記以外の事業	1,000分の 6	1,000分の 6

※ 中小企業者等とは、次のものをいいます。

- ① 普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社の100%子法人等は除かれます。）又は資本若しくは出資を有しないもの。
- ② 公益法人等又は共同組合等・法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされる法人
- ③ 人格のない社団等

医療用機器等の特別償却制度

改正のポイント

- 医療用機器等を事業の用に供した場合の特別償却制度について、制度の適用が2年延長されます。
- 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置が講じられます。
- 対象となる医療用機器等について、見直しが行われます。

解説

- 制度の概要
 - ・ この制度の対象となる者は「**青色申告書**を提出する**個人**若しくは**法人**で**医療保健業**を営むもの」です。
 - ・ この制度の対象資産及び特別償却額は次の通りです。

	医療用機器	勤務時間短縮用設備等	構想適合病院用建物等
対象資産	医療用の 機械装置・器具備品 (高度な医療の提供に資するもの 若しくは先進的なもの)で取得価額が 500万円以上 のもの	器具備品 (医療用機械装置を含む)・ ソフトウェア で取得価額が 30万円以上 のもの	医療法第三十条の十四第一項に定める構想区域等内において取得等する 病院又は診療所用建物 及びその 建物附属設備
特別償却額	取得価額の 12% 相当額	取得価額の 15% 相当額	取得価額の 8% 相当額

- 本年度の改正により適用期限が2年延長されます。

	【改正前】	【改正後】
適用期限	令和3年3月31日	令和5年3月31日

実務上の留意点

この制度は法人税及び所得税について適用があります。

業績連動給与の拡充

改正のポイント

- 特定投資運用業者に該当する法人の業績連動給与の損金算入要件について、一定の要件を満たすことで提出した金融商品取引法の事業報告書が有価証券報告書とみなされることとなります。

解説

	【改正前】	【改正後】
業績連動給与対象会社	内国法人（同族会社にあつては同族会社以外の法人と完全支配関係があるものに限る）	左記に投資家の事前承認要件※を満たした特定投資運用業者※を追加
適用要件	算定方法の内容が有価証券報告書での記載等により開示されていること	特定投資運用業者については、提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは左記の有価証券報告書とみなされ、一定の要件を満たした場合、開示要件を満たすものとされます。

※ 特定投資運用業者とは、その事業年度の収益の額の合計額のうち占める金融商品取引業者等の投資運用業等に係る収益の額の合計額の割合が75%以上である法人（有価証券報告書提出会社及びその完全子法人を除く）をいう。

※ 投資家の事前承認要件とは、ファンド契約書に業績連動給与の内容について記載すること、又は事業年度開始前に投資事業有限責任組合の集会等にて業績連動給与の内容の報告がされ、かつ、異議のないことのいずれかの要件を満たすことをいう。

適用時期

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度について適用となります。

特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直し

改正のポイント

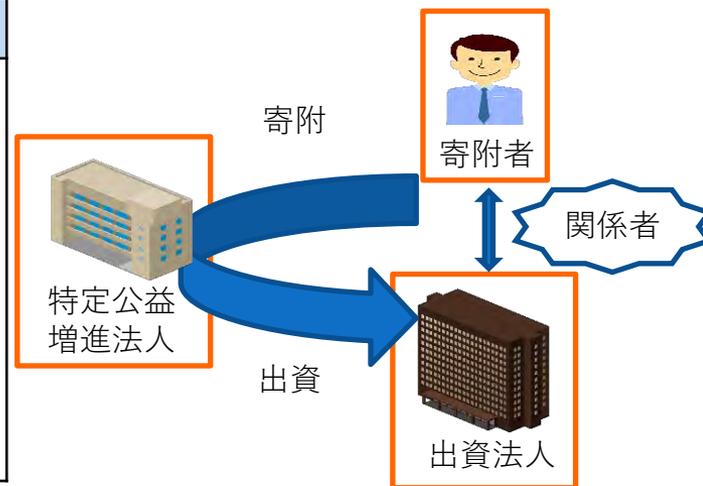
- 特定公益増進法人等（※）に対する寄附金の別枠の損金算入限度額について、その対象となる寄附金から **出資業務に充てることが明らかな寄附金を対象から除外** されます。

解説

【見直し理由】

- 近時の法律等改正により、出資業務が可能な特定公益増進法人が増加していること。
- **出資業務に充てることが明らかな寄附は、出資先の関係者によって行われることが容易に想定** されること。
- 特定公益増進法人への寄附を介した出資が行われることで、**税制の公平性を損ねるおそれ** があること。

【改正前】	【改正後】
<p>除外対象なし</p> <p>参考：現行寄附制度 主たる目的である業務に関する寄附をした場合 個人は寄附金控除又は所得税額控除 法人は通常の損金算入とは別枠でその寄附金の額の合計額（所得金額及び資本金等の額を基礎として計算した額を限度）を損金算入</p>	<p>対象となる寄附金から「出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金」を除外</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金の用途を出資業務に限定して募集された寄附金 ・ 出資業務に用途を指定して行われた寄附金



※特定公益増進法人とは、独立行政法人、一定の業務（試験研究等）を主たる目的とする地方独立行政法人、特別法により設立された法人で一定のもの（日本赤十字社等）、公益社団法人及び公益財団法人、一定の学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人、認定NPO法人（特例）等をいいます。

実務上の留意点

寄附を行う際、寄附目的に加え、寄附者と出資先との関係性についても確認が必要です。



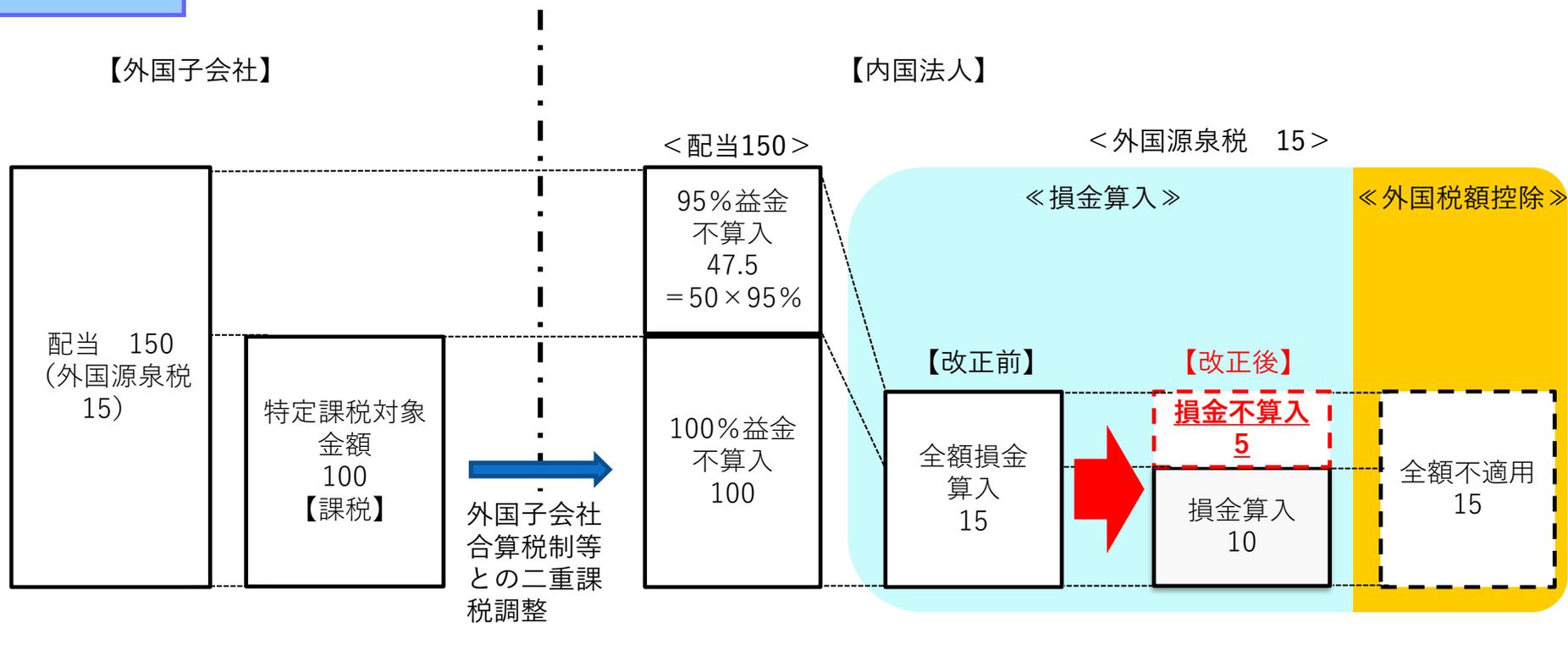
2. 国際課税

外国子会社配当に係る外国源泉税の損金算入及び外国税額控除の見直し①

改正のポイント

- 内国法人が外国子会社（持株割合25%以上かつ6月以上保有）から受ける配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとされます。

解説

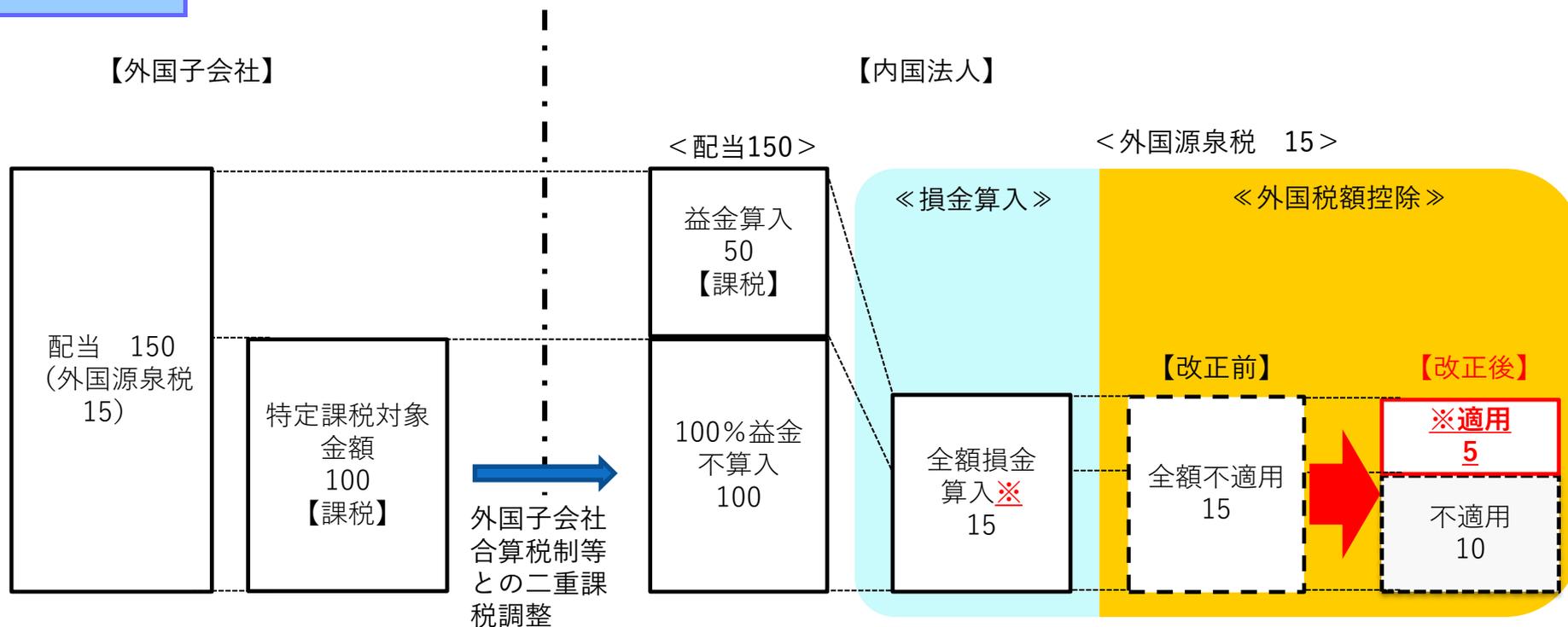


外国子会社配当に係る外国源泉税の損金算入及び外国税額控除の見直し②

改正のポイント

- 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に限る。）に係る外国源泉税等の額の外国税額控除について、その配当等の額のうち外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につきその適用を認めることとされます。

解説



※上記により外国税額控除の適用を受ける場合には、その対象とされる外国源泉税等の額は損金不算入となります。



3. 消費課税



課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

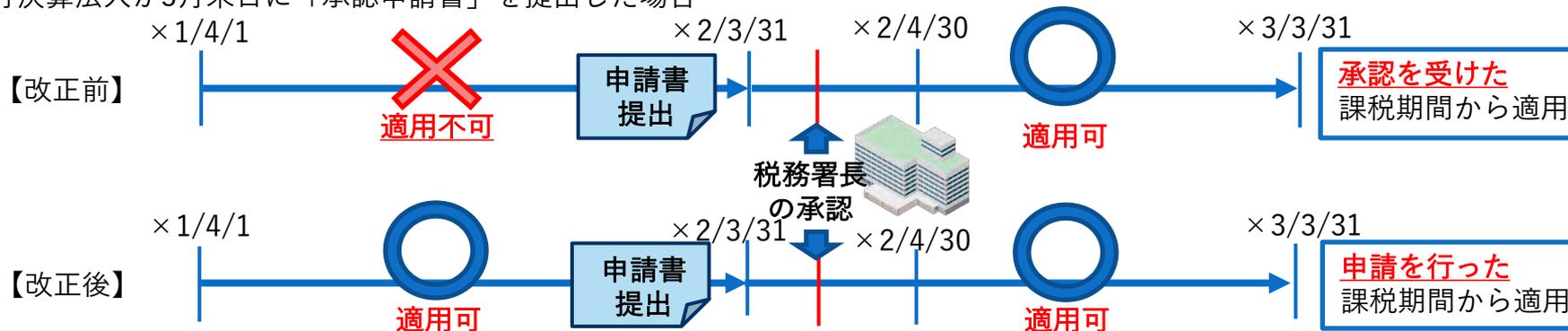
改正のポイント

- 課税事業者が個別対応方式により仕入控除税額を計算する際に課税売上割合に代えて用いる課税売上割合に準ずる割合について、承認申請書提出後の適用開始時期の見直しが行われます。
- 適用開始時期の見直しにより、課税期間の末日間際の承認申請でも適用を受けられるケースが増えることになります。

解説

	【改正前】	【改正後】
適用開始時期	承認申請書提出後、 税務署長の承認を受けた日の属する課税期間	承認申請書提出後、 提出した日の属する課税期間の末日の翌日以後1ヶ月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、 承認申請書を提出した日の属する課税期間

- 3月決算法人が3月末日に「承認申請書」を提出した場合



実務上の留意点

税務署長の承認は課税期間の末日の翌日以降1ヶ月となりますが、「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」については適用を受けようとする課税期間の末日までに提出する必要があります。

適用時期

令和3年4月1日以後終了する課税期間より適用となります。

金地金の仕入税額控除に係る本人確認書類の見直し

改正のポイント

- 金又は白金の金地金の課税仕入に係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、対象となっている本人確認書類の一部が対象から除外されることになります。

解説

- より一層の金地金の密輸抑止を図る観点から、仕入税額控除の要件となる本人確認書類を下記の通り見直すことになります。

区分	【改正前】	【改正後】
国内に住所を有する者	マイナンバーカードの写し、住民票の写し、戸籍の附票の写し、健康保険証の写し、国民年金手帳等の写し、運転免許証等の写し、旅券の写し、 <u>在留カード等の写し</u> 、国税等の領収証書の写し、その他これらに類するもの	左記から <u>在留カードの写し</u> が対象から除かれます。
国内に住所を有しない者	戸籍の附票の写し、健康保険証の写し、国民年金手帳等の写し、運転免許証等の写し、 <u>旅券の写し</u> 、 <u>在留カード等の写し</u> 、国税等の領収証書の写し、 <u>その他これらに類するもの</u>	左記から <u>在留カードの写し</u> 、 <u>旅券の写し</u> 、 <u>その他これらに類するもの(外国政府発行の本人確認書類)</u> が対象から除かれます。

実務上の留意点

仕入税額控除の要件の対象となる本人確認書類を有していない者からの金地金の買取については、仕入税額控除の適用ができないのみで買取業者が金地金を買い取ることは引き続き可能です。

適用時期

令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入について適用となります。

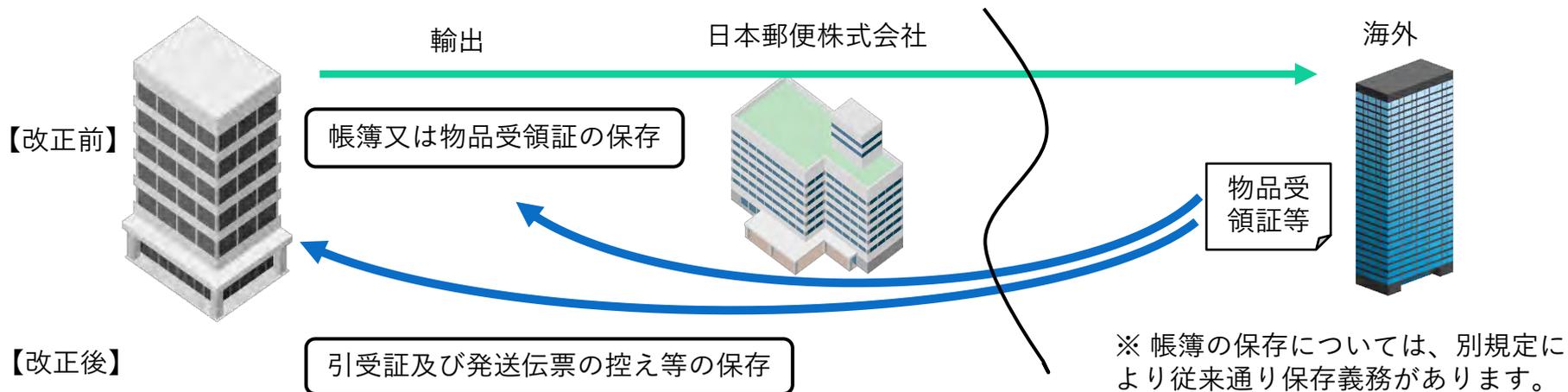
国際郵便による輸出免税における証明書類の保存要件の見直し

改正のポイント

- 関税法76条第1項に規定する郵便物（その価格が20万円を超えるものを除く）について、消費税の輸出免税の適用を受けるための輸出証明の保存要件が見直されました。

解説

【改正前】	【改正後】
帳簿又は郵便物の受取人から交付を受けた物品受領書等の書類の保存	日本郵便株式会社より交付を受けた郵便物の引受証及び発送伝票の控え等の保存



適用時期

令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

自動車重量税の見直し及び延長

改正のポイント

- 自動車重量税のエコカー減税については、令和2年度燃費基準を達成していることを条件に令和12年度燃費基準の達成度に応じて減税する仕組みに切り替え、適用期限が2年延長されます。
- クリーンディーゼル車については、改正後、ガソリン車と同等の扱いとすることとなります。

解説

【改正前】（令和元年5月1日～令和3年4月30日）

【改正後】（令和3年5月1日～令和5年4月30日）

区分	令和2年度 基準達成率	新規 登録時	初回 車検時	令和12年度 基準達成率（注2）	新規 登録時	初回 車検時
電気自動車等 （注1）	—			—	免税	
クリーン ディーゼル車		免税		段階的措置 ●		免税 （注3）
乗用自動車	190%以上			120%以上		
	140%以上		-	90%以上 ●		-
	120%以上	50%軽減	-	75%以上	50%軽減 ●	-
	達成以上	25%軽減	-	60%以上	25%軽減 ●	-

（注1）EV・PHV、燃料電池車、天然ガス自動車（以下、同様）。

（注2）減税の対象は、令和2年度燃費基準を達成している車に限ります。

（注3）クリーンディーゼル車は、段階的措置により、令和4年5月1日以後は、令和2年度燃費基準達成に加え、令和12年度燃費基準120%以上達成した車のみ初回車検時も免税となります。

クリーンディーゼル車の取扱いに注意

環境性能割の税率及びグリーン化特例の見直し

改正のポイント

- 目標年度が到来した（軽）自動車の環境性能割について、新たな燃費基準を設けられ税率の適用区分が見直されます。
- クリーンディーゼル車については、改正後、ガソリン車と同等に扱うこととなります。なお、市場への影響を鑑み、2年間の経過措置が講じられます。

解説

① 環境性能割の税率区分の見直し（注1）

【改正前】（令和元年度、令和2年度）

【改正後】（令和3年度、令和4年度）

区分	令和2年度 基準達成率	登録車	軽自動車	区分	令和12年度 基準達成率	登録車	軽自動車		
クリーンディーゼル車	—	非課税(非)		ガソリン車、ハイブリット車、LPG車、 クリーンディーゼル車(注2)	85%以上	非課税(非)			
ガソリン車、ハイブリット車、LPG車	120%以上				1%(非)			75%以上	1%(非)
	110%以上							60%以上	2%(1%)
上記以外	達成以上	2%(1%)	1%(非)	—	3%(2%)	2%(1%)			
上記以外	—	3%(2%)	2%(1%)	上記以外、令和2年度未達成	—	3%(2%)	2%(1%)		

② グリーン化特例（軽課）の見直し及び延長

令和3年4月1日～令和5年31日の間に取得した自家用乗用車(EV・PHV、燃料電池車、天然ガス車)については、**取得の翌年度分の(軽)自動車税のみ75%軽減**されます。なお、PHVは、登録車のみに限ります。

(注1) 改正後の税率適用は令和2年度燃費基準を達成している車に限ります。
また、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)は、臨時的軽減の延長として、()内の税率が適用されます。

(注2) クリーンディーゼル車には、経過措置があります。(右図)

令和12年度 基準達成率	令和3年4月 ～翌年3月	令和4年4月 ～翌年3月
60%以上	非課税	非課税
60%未満	非課税	3%



4. 個人所得課稅

住宅ローン控除の見直し

改正のポイント

- 住宅の取得等に係る消費税が10%の住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置が延長されます。
- 合計所得金額が3,000万円以下の場合に床面積が50㎡以上の住宅が対象でしたが、合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も対象となります。

解説

- 住宅ローン控除について、次の特例措置が講じられます。

	【改正前】	【改正後】
控除期間	13年	13年
居住要件	令和2年12月31日までに居住の用に供すること又は一定の期日（※1）までに契約した場合、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供すること。 ※1 ・新築：令和2年9月30日まで ・建売、中古、増改築等：令和2年11月30日まで	一定の期間（※2）に契約した場合、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供すること。 ※2 ・新築：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで ・建売、中古、増改築等 ：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
面積要件	床面積が50㎡以上の住宅	床面積が 40㎡以上 の住宅
所得要件	控除の適用を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下	控除の適用を受ける年の合計所得金額 ① 床面積40㎡以上50㎡未満の住宅 1,000万円以下 ② 床面積50㎡以上の住宅 3,000万円以下

実務上の留意点

消費税等の税率が10%である住宅の取得等に限られます。

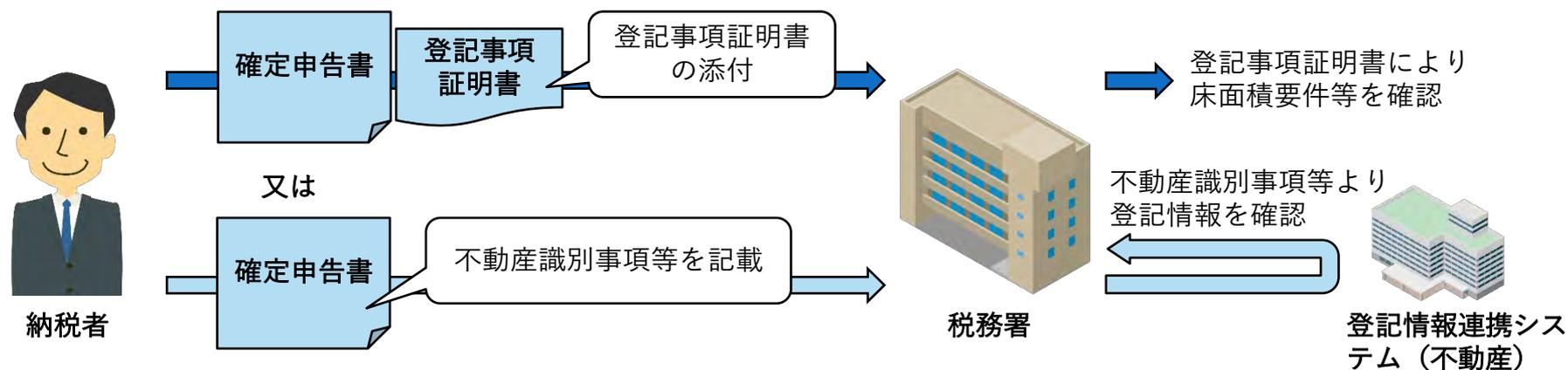
住宅ローン控除の対象となる既存住宅（中古住宅）等の証明方法の拡充

改正のポイント

- 既存住宅（中古住宅）等の住宅ローン控除を受ける最初の年分の確定申告書について、不動産識別事項等を提供すれば登記事項証明書の提出を省略することが可能となります。

解説

- 税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の対象となる既存住宅等に含めることとなります。



実務上の留意点

住宅取得等資金に係る贈与税の特例についても同様となります。

適用時期

令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用されます。

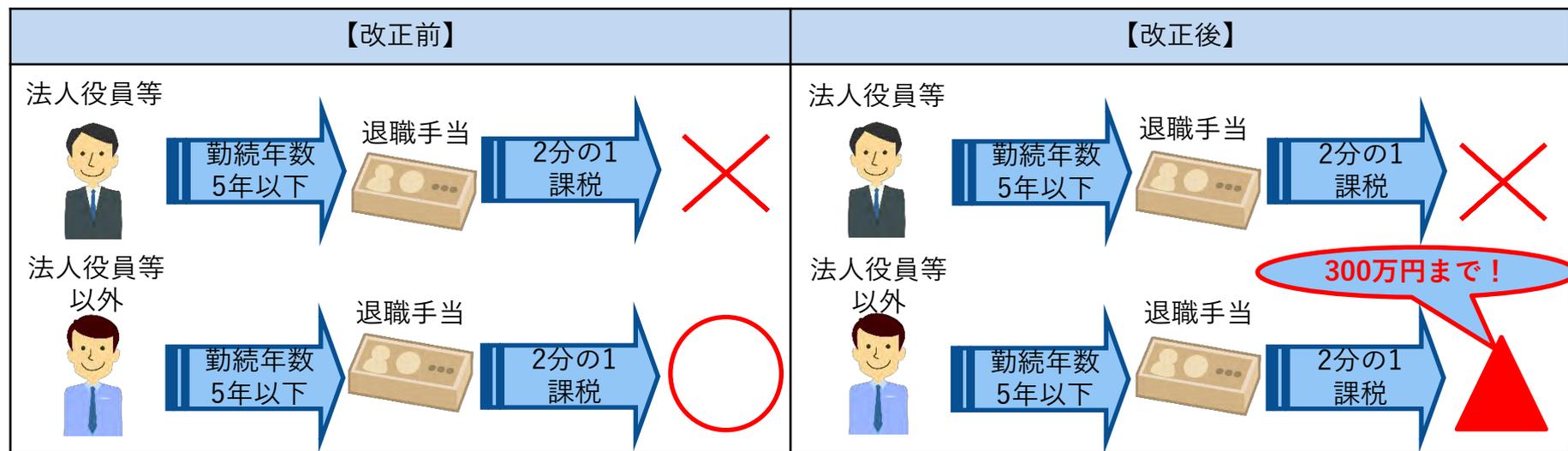
退職所得課税の適正化

改正のポイント

- 退職所得課税における2分の1課税は、長期にわたる勤務によりその対価の一部が蓄積したものが一挙に支払われるものであることに配慮した税負担の平準化措置であり、近年の雇用の流動化にも配慮し、改正されます。
- 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職手当（以下「短期退職手当等」）について、2分の1課税の適用に上限額が設けられます。

解説

- 短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については2分の1課税が適用されません。



実務上の留意点

改正に伴い、短期退職手当等のほかに退職手当等のある場合の退職所得の金額の計算方法、退職所得等に係る源泉徴収税額の計算方法、源泉徴収票の記載事項等についても所要の措置が講じられます。

適用時期

令和4年分以後の所得税について適用されます。

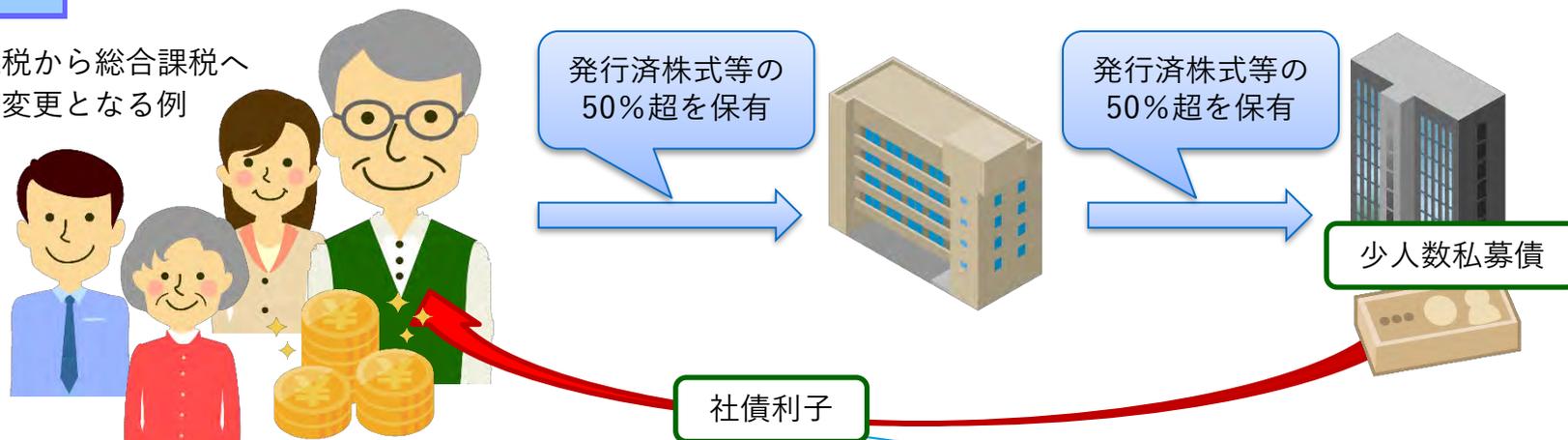
総合課税の対象となる社債利子等の範囲の拡大

改正のポイント

- 社債の利子は原則、利子所得として分離課税とされていますが、同族会社の株主は、総合課税の対象となる給与所得等の分離課税への転換が容易に可能であることから、同族会社の株主が支払を受けるその同族会社が発行した社債（少数私募債等）の利子については、総合課税の対象とされています。しかし、個人が同族会社との間に法人を介在させることにより分離課税への転換が可能である点が問題とされていました。
- 同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人（※）及びその親族等が支払を受けるものが、総合課税の対象となります。社債の償還差益についても同様です。

解説

- 分離課税から総合課税へ取扱いが変更となる例



【改正前】
源泉分離課税（約20%）

【改正後】
総合課税（最高55%）

※「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等を含みます。

実務上の留意点

高税率である総合課税から低税率である分離課税への転換による税負担軽減ができなくなります。

適用時期

令和3年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

セルフメディケーション税制

改正のポイント

- セルフメディケーション税制の適用期限が5年延長されます。
- 対象となる医薬品について一定の見直しが行われます。
- セルフメディケーション税制の適用を受けるための要件が見直され、申告手続が簡素化されます。

解説

○ 制度の概要

		【改正前】	【改正後】
適用期限		令和3年12月31日	令和8年12月31日
対象となる 医薬品	スイッチ OTC医薬品	全て対象	療養の給付に要する費用の適正化の効果が 低い と認められるものを 除外
	非スイッチ OTC医薬品	全て 対象外	療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく 高い と認められるもの(3薬効程度のもの)を 対象に加える
申告手続の 簡素化		健康診査等一定の取組を行っていることを明らかにする書類の確定申告書への 添付 または提出の際の 提示 が必要	添付または提示が不要 (ただし税務署長から請求があった場合は提示または提出しなければならない)

実務上の留意点

- ・ 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用となります。
- ・ 対象となる医薬品の見直しは、個人住民税についても同様の見直しがされます。

適用時期

- ・ 対象となる医薬品の見直しは令和4年分以後の所得税(個人住民税は令和5年度分以後)について適用となります。
- ・ 申告手続の簡素化は令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用となります。



5. 資産課税

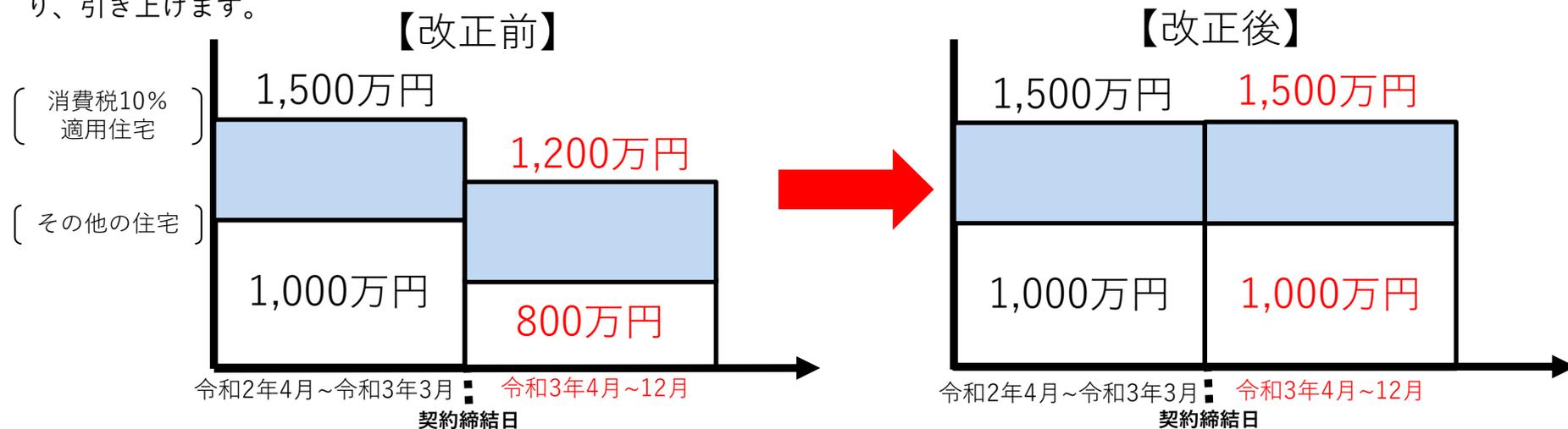
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の見直し①

改正のポイント

- 親・祖父母等の直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額が下記の通り引き上げられます。
- 税務署長が、納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使って入手をした、当該既存住宅用家屋等の登記事項により、床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅は、本措置の対象となる既存住宅用家屋等に含まれることとなります。

解説

- 令和3年4月1日～令和3年12月31日までに住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次の通り、引き上げます。



実務上の留意点

上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円減額した金額となります。

適用時期

非課税限度額の引き上げについては、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用となります。

税務署長が床面積要件を登記事項により確認できるものとする改正は、令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合について適用します。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の見直し②

改正のポイント

- 新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明さなどを背景として住宅取得環境の厳しさが増すなか、住宅投資を幅広い層に喚起するため、経済対策として床面積の比較的小さい住宅も非課税措置の対象とする特例措置が設けられます。
- 受贈者が、贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が、40㎡以上に引き下げられます。

解説

- 受贈者について、贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には、現行通り床面積は50㎡以上であることが要件となります。

	【改正前】	【改正後】
合計所得金額 1,000万円超 2,000万円以下	50㎡以上	50㎡以上
合計所得金額 1,000万円以下	50㎡以上	40㎡以上

実務上の留意点

床面積要件については、特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例についても適用されます。

適用時期

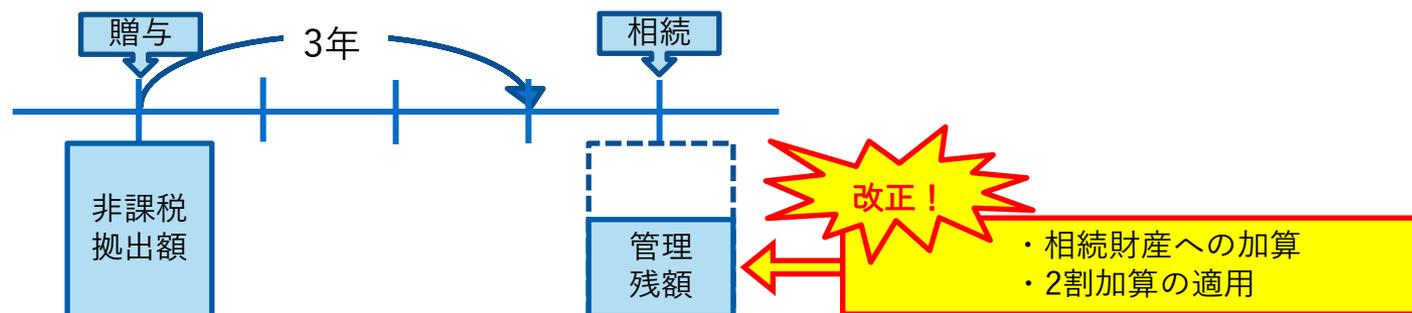
令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用となります。

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し①

改正のポイント

- 教育資金の一括贈与の非課税措置については、「贈与から3年経過後は贈与者死亡時の残高が相続財産に加算されない」、「加算される場合でも、相続税額の2割加算は適用されない」という問題点が、従来より指摘されてきました。
- 本来の制度趣旨と異なる節税的な利用を防止するため、以上の点を見直したうえで適用期限が2年延長されます。

解説



	【改正前】	【改正後】
適用期限	2021年3月31日まで	2023年3月31日まで
相続財産への加算	贈与から3年経過後は死亡時の管理残額は相続財産に加算されず	信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、その死亡の日までの年数に関わらず、同日における管理残額は、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされます。 ※死亡の日において受贈者が、23歳未満、学校等に在学、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している、いずれかに該当する場合は除きます。
相続税額の2割加算	孫に対する2割加算は適用されず	上記改正により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象となります。

※「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいいます。

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し②

改正のポイント

- 節税的利用の防止と適用期限の延長の他、対象となる教育資金の範囲と、本措置に関する申告書等に記載すべき事項の提供方法についての改正があります。

解説

	【改正内容】
教育資金の範囲	1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。
申告書等に 記載すべき事項の 提供方法	次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。 イ 教育資金非課税申告書 ロ 追加教育資金非課税申告書 ハ 教育資金非課税取消申告書 ニ 教育資金非課税廃止申告書 ホ 教育資金管理契約に関する異動申告書

実務上の留意点

暦年贈与であれば相続開始前3年を超えて贈与された財産は相続財産に加算されませんが、教育資金の一括贈与については、本改正により、一定の場合を除き、死亡の日までの年数に関わらず相続財産に加算されることとなります。

適用時期

相続財産への加算と2割加算に関する改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

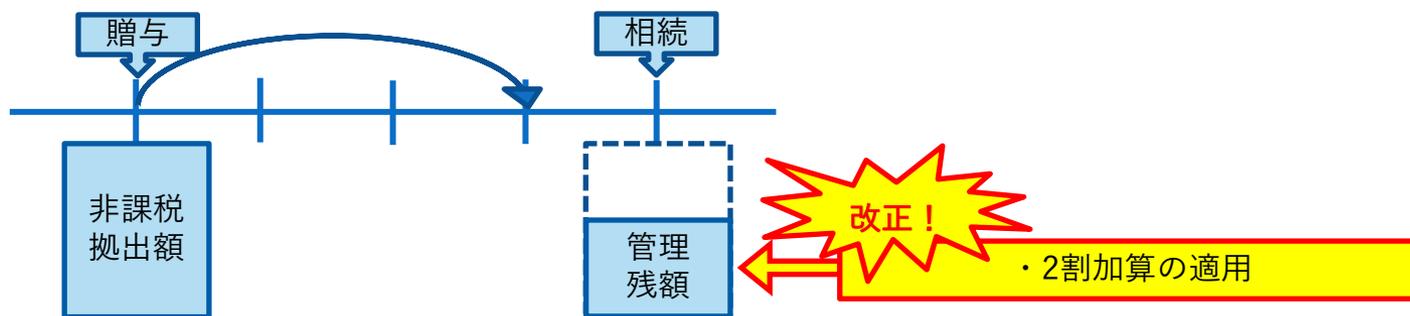
教育資金の範囲の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し①

改正のポイント

- 結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置については、贈与者死亡時の残高が相続財産に加算される場合でも「相続税額の2割加算は適用されない」という問題点が、従来より指摘されてきました。
- 本来の制度趣旨と異なる節税的な利用を防止するため、以上の点を見直したうえで適用期限が2年延長されます。

解説



	【改正前】	【改正後】
適用期限	2021年3月31日まで	2023年3月31日まで
相続税額の2割加算	孫に対する2割加算は適用されず	贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額は、相続税額の2割加算の対象となります。
受贈者の年齢要件	20歳以上	18歳以上

※「管理残額」とは、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいいます。

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し②

改正のポイント

- 節税的な利用の防止と適用期限の延長の他、対象となる結婚・子育て資金の範囲、本措置に関する申告書等に記載すべき事項の提供方法についての改正があります。

解説

	【改正内容】
結婚・子育て資金の範囲	1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。
申告書等に記載すべき事項の提供方法	次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。 イ 結婚・子育て資金非課税申告書 ロ 追加結婚・子育て資金非課税申告書 ハ 結婚・子育て資金非課税取消申告書 ニ 結婚・子育て資金非課税廃止申告書 ホ 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

実務上の留意点

贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない、利用件数が少ないといった本措置の実情を踏まえ、次の適用期限到来時に、制度の廃止も含め検討することとされています。

適用時期

2割加算に関する改正は令和3年4月1日以後、年齢要件に関する改正は令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

結婚・子育て資金の範囲の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる結婚・子育て資金について適用されます。

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の見直し(後継者要件)

改正のポイント

- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度及び一般制度において、後継者の要件が緩和されます。

解説

- 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度について、次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとなります。

①については、一般制度についても同様となります。

① 被相続人が70歳未満で死亡した場合

② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

	【改正前】	【改正後】
特例制度	被相続人が60歳未満で死亡した場合、後継者が特例認定承継会社の役員でなくても特例適用	①又は②に該当する場合には、後継者が特例認定承継会社の役員でなくても特例適用可
一般制度	被相続人が60歳未満で死亡した場合、後継者が認定承継会社の役員でなくても適用可	被相続人が70歳未満で死亡した場合、後継者が認定承継会社の役員でなくても適用可

実務上の留意点

適用要件が緩和されたため、先代経営者が突然亡くなった場合においても、納税猶予制度を適用できる余地が広がりました。

高度外国人材等が保有する国外財産に係る相続税等の納税義務の緩和

改正のポイント

- 高度外国人材の日本での就労等を促進する観点から、日本に居住する在留資格を有する者から、国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等への相続等については、国外財産を相続税等の課税対象としないこととなります。

解説

- 納税義務者の区分（特定納税義務者を除く）

被相続人 贈与者	相続人 受贈者	国内に住所あり		国内に住所なし		
		在留資格を有する 短期滞在の 外国人（※2）	日本国籍あり	10年以内に 国内に住所あり	10年以内に 国内に住所なし	日本国籍なし
		国内に住所あり	居住無制限納税義務者	非居住無制限納税義務者		
				在留資格を有する 外国人（※1）	居住制限 納税義務者	非居住制限 納税義務者
		国内に住所なし	居住制限納税義務者	非居住制限納税義務者		
				10年以内に 国内に住所あり 一定の外国人 （※3）		
		10年以内に 国内に住所なし				

- ※1 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格を有する人（永住者等は除かれる）
⇒「相続・贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下」という居住期間の要件が廃止
- ※2 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格を有する人（永住者等は除かれる）で
相続・贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の人
- ※3 国内に住所を有していた期間引き続き日本国籍を有していない人等

実務上の留意点

納税義務者の区分（無制限納税義務者又は制限納税義務者）が変わった場合は、課税財産の範囲だけでなく、債務控除、未成年者控除、障害者控除の適用に影響があります。

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

改正のポイント

- 3年に1度の令和3年度固定資産評価替えによる、地価上昇地点における評価額の上昇に伴う税負担の増加を緩和するため、土地に係る固定資産税等の負担調整措置が講じられます。

解説

- ① 現行の負担調整措置及び以下の特例措置の適用期限が3年間延長されます。

イ 商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置

ロ 商業地等に係る減額措置

ハ 税負担急増土地に係る減額措置

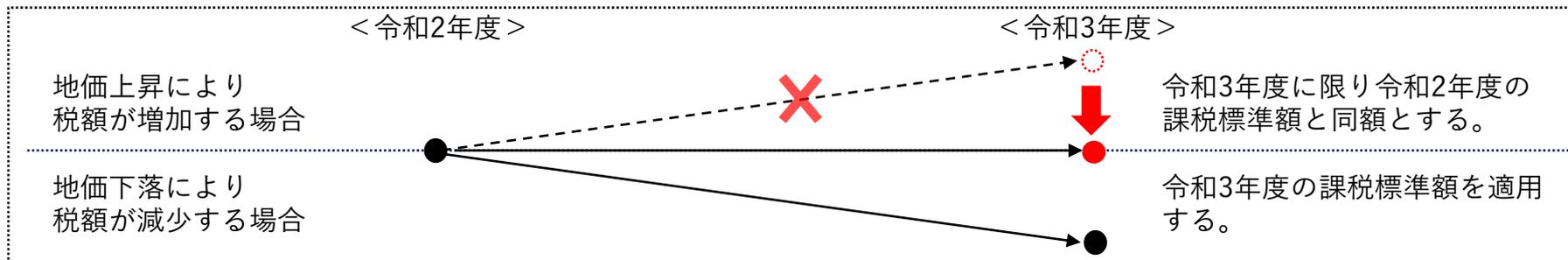
	【改正前】	【改正後】
適用期限	平成30年4月1日～令和3年3月31日	令和3年4月1日～令和6年3月31日

- ② 令和3年度限りの措置として以下の措置が講じられます。

イ 適用対象 … 商業地等・住宅用地・農地など全ての土地

ロ 地価が上昇した場合… 令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。

ハ 地価が下落した場合… 令和3年度の課税標準額を適用する。



- ③ 都市計画税についても固定資産税の改正に伴う特例措置が講じられます。

実務上の留意点

令和3年度固定資産評価替えにより、不動産取得税・登録免許税・相続税の財産評価などに留意が必要です。

登録免許税の軽減措置・免税措置

改正のポイント

- 登録免許税の税率の軽減措置および免税措置について、適用期限の延長および拡充が講じられます。

解説

- 土地の売買による所有権の移転登記等の軽減措置

対象となる登録免許税	本則	軽減措置	延長内容
売買による移転登記の登録免許税	2.0%	1.5%	適用期限を2年延長する。
信託の登記の登録免許税	0.4%	0.3%	

- 相続による所有権の移転登記に対する免税措置

対象となる登録免許税	本則	免税措置	拡充・延長内容
相続により土地を取得した個人が登記をしないで死亡した場合の登録免許税	0.4%	免税	適用対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を加えた上で、適用期限を1年延長する。
少額の土地を相続により取得した場合の登録免許税	0.4%	免税	

適用時期

土地の売買による所有権の移転登記等については、令和5年3月31日まで適用となります。
相続による所有権の移転登記等については、令和4年3月31日まで適用となります。

不動産取得税の特例措置

改正のポイント

- 不動産取得税の特例措置について、適用期限の延長が講じられます。

解説

- 宅地評価土地の取得に係る特例措置（課税標準）

対象となる不動産取得税	本則	特例措置	延長内容
宅地評価土地の取得に係る不動産取得税	不動産の価格	不動産の価格の2分の1	適用期限を3年延長する。

- 住宅及び土地の取得に係る特例措置（標準税率）

対象となる不動産取得税	本則	特例措置	延長内容
住宅及び土地の取得に係る不動産取得税	4%	3%	適用期限を3年延長する。

（参考）不動産取得税の計算方法

$$\text{税額} = \text{取得した不動産の価格（課税標準）} \times \text{税率}$$

適用時期

令和6年3月31日まで適用となります。

相続税と贈与税の一体課税（相続税と贈与税の関係）

検討のポイント

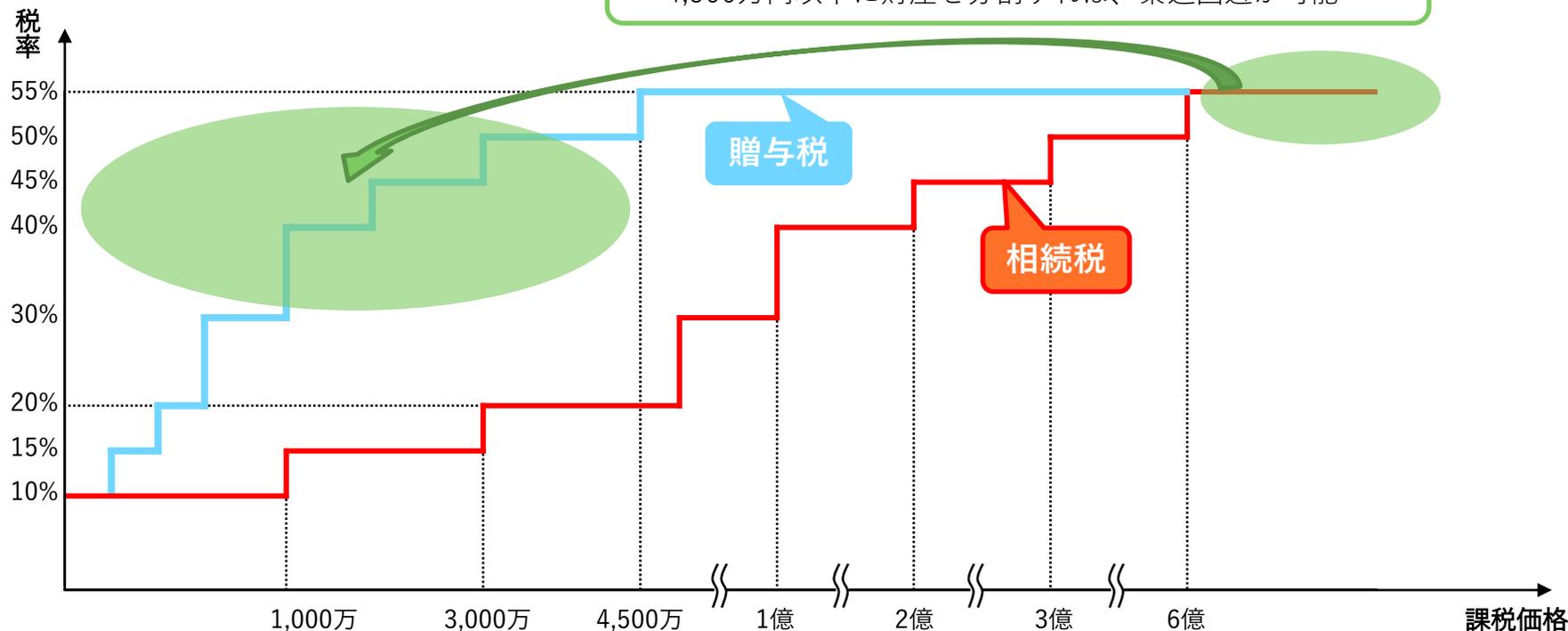
- 贈与者が税負担を意識して財産移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産移転を促すため、一方で意図的な税負担の回避を防止するため、相続税と贈与税の一体化に向けた検討が進められます。

問題点

- 贈与税は、相続税の補完税としての性格を持っており、相続税の累進回避を防止する観点から高い税率が設定され、生前贈与に対して抑制的に働いている面があります。
- 一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界があります。

解説

- 相続税と贈与税の税率構造（イメージ）



相続税と贈与税の一体課税（贈与税の課税方式）

検討事項

- 贈与税の課税方式は、受贈者が「暦年課税」又は「相続時精算課税（平成15年に導入）」を選択できます。
- 今後、諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進めていくこととなります。

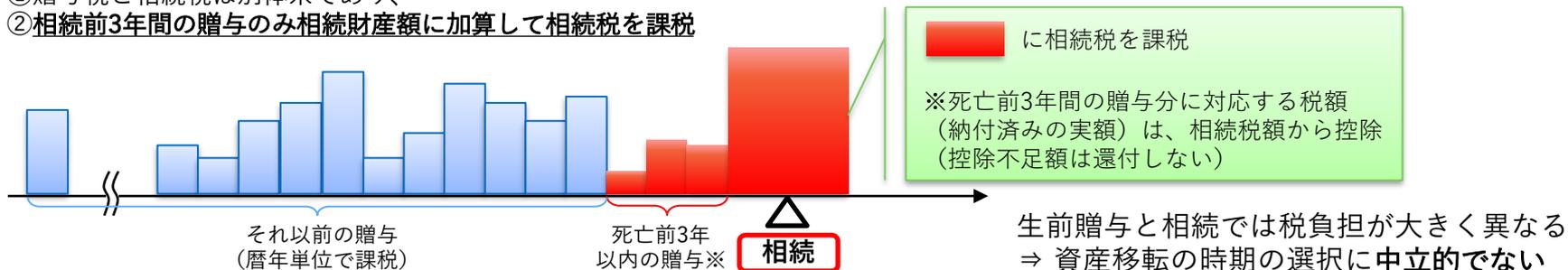
解説

- 贈与税の課税方式比較（イメージ）

「**資産移転の時期の選択に中立的**」とは、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る**税負担が一定となる**ことをいいます。

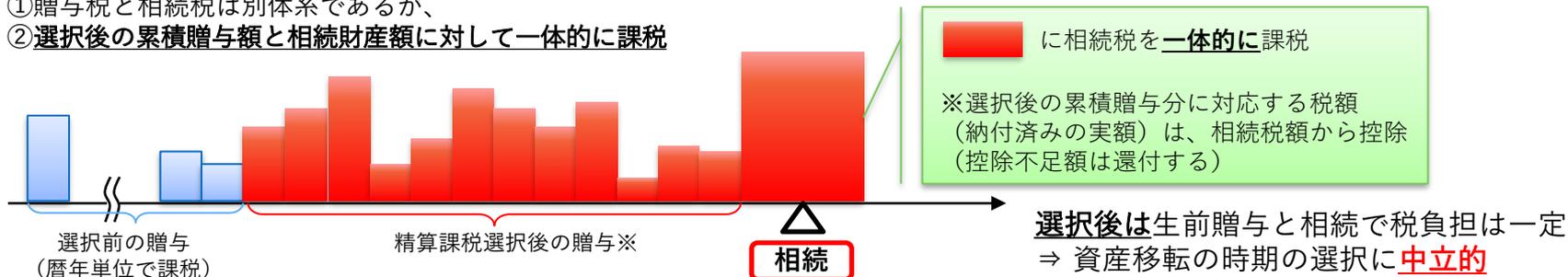
<暦年課税>

- ① 贈与税と相続税は別体系であり、
- ② 相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税



<相続時精算課税>

- ① 贈与税と相続税は別体系であるが、
- ② 選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税





6. 納税環境整備

国税・地方税関係書類における押印義務の見直し

改正のポイント

- 行政改革に伴い、国税・地方税関係書類への押印が見直されます。

解説

- 以下のとおり提出者による押印が見直されます。

	【改正前】	【改正後】
国税	税務書類を税務署等に提出する場合には押印が必要（国税通則法第124条）	実印の押印と印鑑証明書の提出を求める書類、財産の分割の協議に関する書類を除き押印を要しない
地方税	地方自治体の様式によっては押印が必要	押印を要しない

実務上の留意点

押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前であっても運用上押印がなくても改めて求めないこととされます。

適用時期

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用となります。

電子帳簿等保存制度の見直し①

改正のポイント

- 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の簡素化が行われます。

解説

- 電子帳簿保存制度に係る手続きの簡素化が行われます。

	【改正前】	【改正後】
①	帳簿書類を電子データのまま保存する場合、 事前に税務署長の承認が必要です。	承認制度が廃止されます。
②	電子帳簿保存が認められる要件 イ 「訂正等の履歴」、「帳簿間の相互関連性」及び 「検索機能」があること ロ モニター、説明書等の備付	所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿 (※1) について現行の要件を充足して電子保存し、その 旨を届け出た者については、その電子帳簿(優良な電子 帳簿)に関連して過少申告があった場合には、過少申告 加算税を5%軽減されます。(重加算対象を含む場合を除く)
③	②の要件を満たさない電子帳簿は紙を印刷して保存する 必要があります。	現行の②ロ(モニター、説明書等の備付)の要件を満たす電 子帳簿(正規の簿記の原則に従って記録されるものに限 定)についても、データのダウンロードに応じることを 要件に電子データのまま保存することが可能とされます。

(※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿をいいます。

適用時期

令和4年1月1日以後備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用となります。

電子帳簿等保存制度の見直し②

改正のポイント

- 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の簡素化が行われます。

解説

- 青色申告特別控除の要件が以下の表のとおり見直されます。

控除額	【改正前】	【改正後】
①55万円	正規の簿記の原則に従い記録している者	正規の簿記の原則に従い記録している者
②65万円	①に加え、電子帳簿保存又はe-Taxによる電子申告をしている者	①に加え、優良電子帳簿保存(改正前要件を充足している電子帳簿)又はe-Taxによる電子申告をしている者
③10万円	①②以外の者	①②以外の者

- 電子取引に係るデータ保存制度の検索要件が以下の表のとおり見直されます。

	【改正前】	【改正後】
①	取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定	左記につき、日付、金額、取引先の3つの項目に限定
②	日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定	原則 左記の通り 但し、データのダウンロードの求めに応じる場合には、左記要件は不要とされます。
③	2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定	

※売上高1,000万円以下の事業者等は、上記全ての検索要件が不要とされます。

適用時期

令和4年1月1日以後備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用となります。

電子帳簿等保存制度の見直し③

改正のポイント

- 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の簡素化が行われます。

解説

- スキャナ保存制度の要件緩和と不正行為に係る担保措置が創設されます。

	【改正前】	【改正後】
①	領収書等についてスキャナ保存する場合、 事前に税務署長の承認が必要です。	承認制度が廃止されます。
②	原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件の充足が必要です。 イ 領収書に受領者が自署(受領者がスキャンする場合) ロ タイムスタンプの付与 経理担当者がスキャンする場合：最長約2ヶ月以内 営業担当者がスキャンする場合：概ね3営業日以内 ハ 原本とスキャナ画像とが同一であることを社内や税理士等がチェック(社内相互牽制・定期検査)	左記要件については次のような取り扱いとなります。 イ 領収書への自署を廃止 ロ タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) タイムスタンプを不要化(訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合) ハ 社内相互牽制・定期検査を不要化
③	現行要件だけでは改ざん等の抑止が不十分 (例：定期検査では会社ぐるみの不正は防止不可)。	電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 重加算税を10%加重されます。(電子取引も同様)。

適用時期

令和4年1月1日以後備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用となります。

スマホアプリによる納付手段の創設①

改正のポイント

- 国税及び地方税の納付手続きについて、スマートフォンの決済アプリが利用できるようになります。

解説

- 国税及び地方税の納付方法に、スマートフォンの決済アプリが追加されます。

	【改正前】	【改正後】
現金納付（金融機関・税務署等）	○	○
振替納税	○	○
インターネットバンキング	○	○
クレジットカード	○	○
コンビニエンスストア（納付書QRコード）	△（国税のみ）	△（国税のみ）
スマートフォンの決済アプリ	△（地方税は導入済の自治体もあり）	○

実務上の留意点

税額は、スマホアプリ業者の取扱いを踏まえ、30万円以下に限定されます。

適用時期

令和4年1月4日以後に納付する国税及び地方税より適用となります。

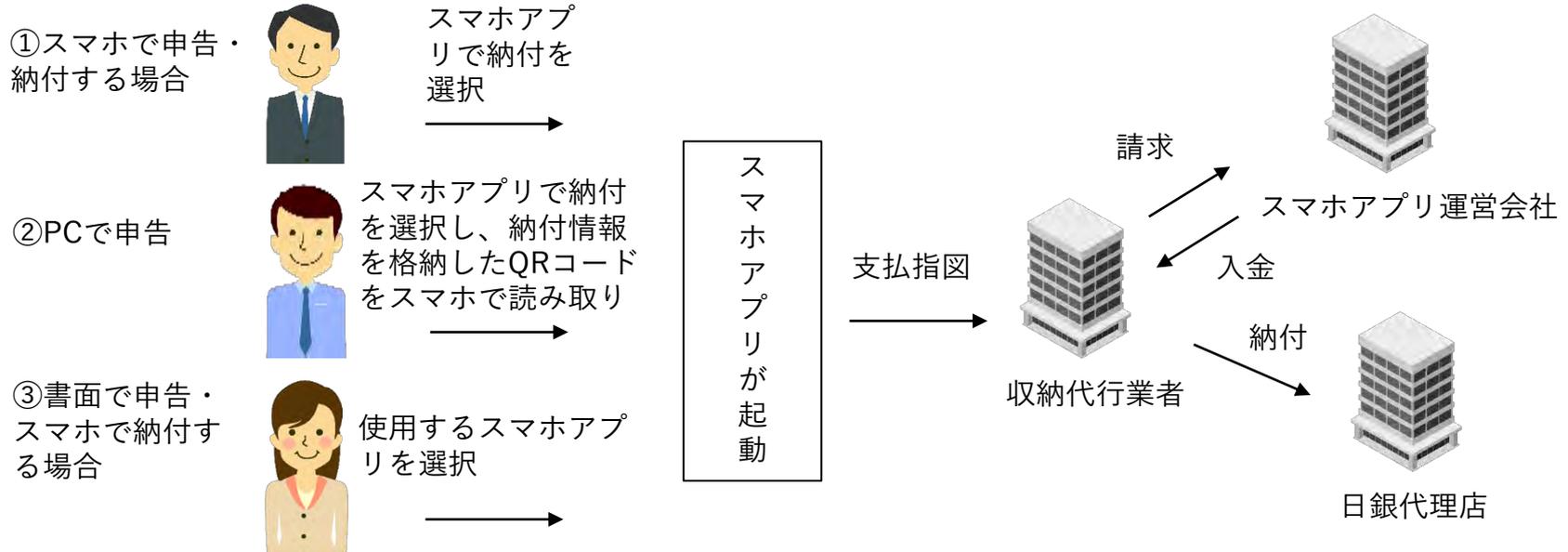
スマホアプリによる納付手段の創設②

改正のポイント

- 国税及び地方税の納付手続きについて、スマートフォンの決済アプリが利用できるようになります。

解説

- 国税及び地方税の納付方法が次のようになります。



実務上の留意点 税額は、スマホアプリ業者の取扱いを踏まえ、30万円以下に限定されます。

適用時期

令和4年1月4日以後に納付する国税及び地方税より適用となります。

e-Taxによる申請等の方法の拡充

改正のポイント

- 行政手続きのデジタル化推進に伴い、e-Taxによるイメージデータ（PDF形式）での提出が可能な書類の範囲が拡充されます。

解説

○ 改正前



納税者

入力方式（対応済の申請等は件数ベースで99%）
※入力方式対応未済の場合、e-Taxによる申請等は不可

個々の手続きを選択

必要な項目を入力

送信

e-Taxによる申請等



税務署

○ 改正後



納税者

イメージデータを送信する方式が追加
対象手続き⇒入力方式未済の申請等全て

申請書（PDF）
を作成

「国税共通」
の手続きを選択

PDFを添付

送信

e-Taxによる申請等



税務署

適用時期

令和3年4月1日以後に行う申請等より適用となります。

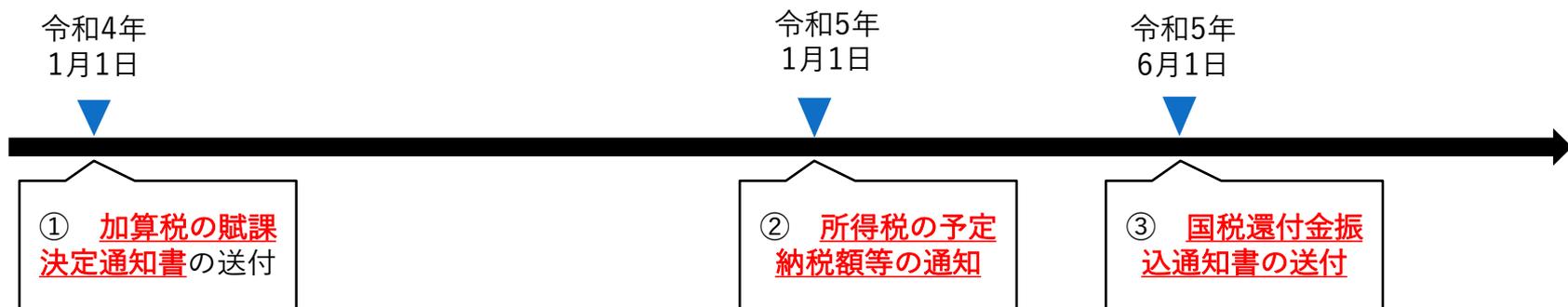
処分通知等の電子交付の拡充

改正のポイント

- 税務当局からe-Taxを通じて交付される処分通知等について、**対象となる通知が新たに3つ加わります。**

解説

- 納税者に対しe-Taxを通じて交付される処分通知等について、現行5種類（※）に加え、新たに3つ加わります。



※消費税の適格請求書発行事業者の登録に係る通知、更正の請求に係る減額更正等の通知、納税証明書の交付、住宅ローン控除証明書の交付及び電子申請等証明書の交付

実務上の留意点

②の通知について、予定納税額の減額承認申請に対する処分に係る通知を含みます。
なお、税務当局において、納税者が一定期間処分通知等の内容を確認していない場合、内容を確認するよう電話により連絡するなど運営上の対応が行われます。

適用時期

①は令和4年1月1日以後に行う送付について、**②は令和5年1月1日以後**に行う通知について、**③は令和5年6月1日以後**に行う送付について、それぞれ適用されます。

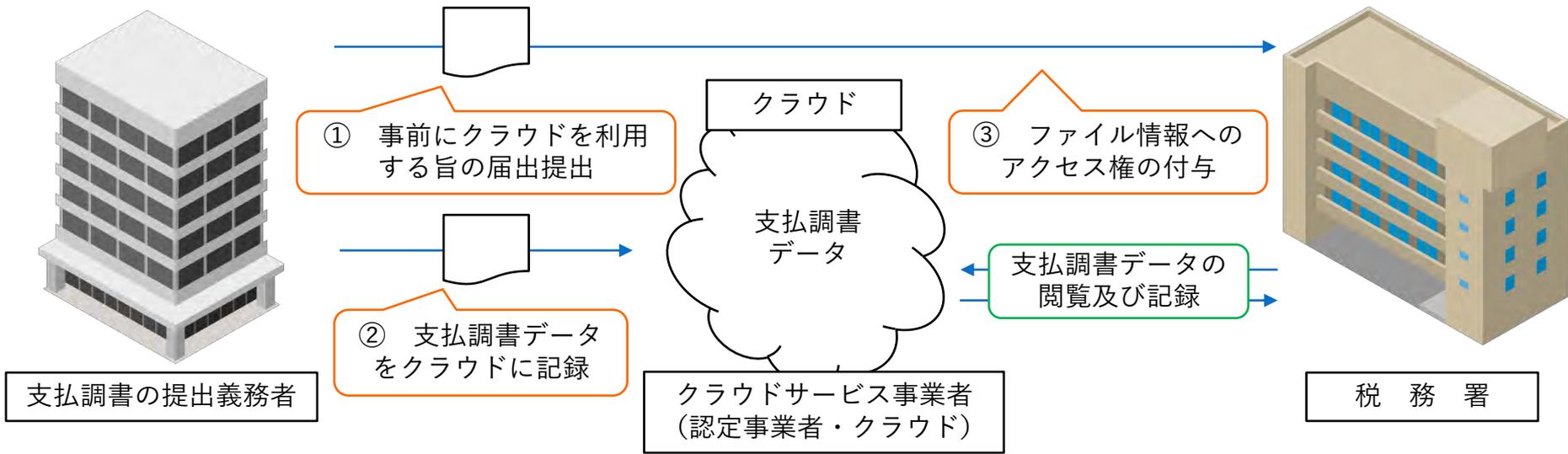
クラウドサービス等を活用した支払調書等の新しい提出方法の創設

改正のポイント

- 支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届出を提出するなど一定の要件を満たした場合、クラウドサービス等を活用して支払調書等の提出をすることができます。

解説

- 支払調書等の提出をする者は、① あらかじめ税務署長にクラウドを利用する旨の届出を提出し、② クラウド等に備えられたファイルに記載事項を記録し、かつ、③ 税務署長に対してファイル情報へのアクセス権を付与することで、クラウドサービス等を活用した支払調書等の提出をすることができます。



実務上の留意点

税務署長にファイル情報へのアクセス権を付与するため、電子署名及び電子証明書は不要になります。

適用時期

令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用されます。

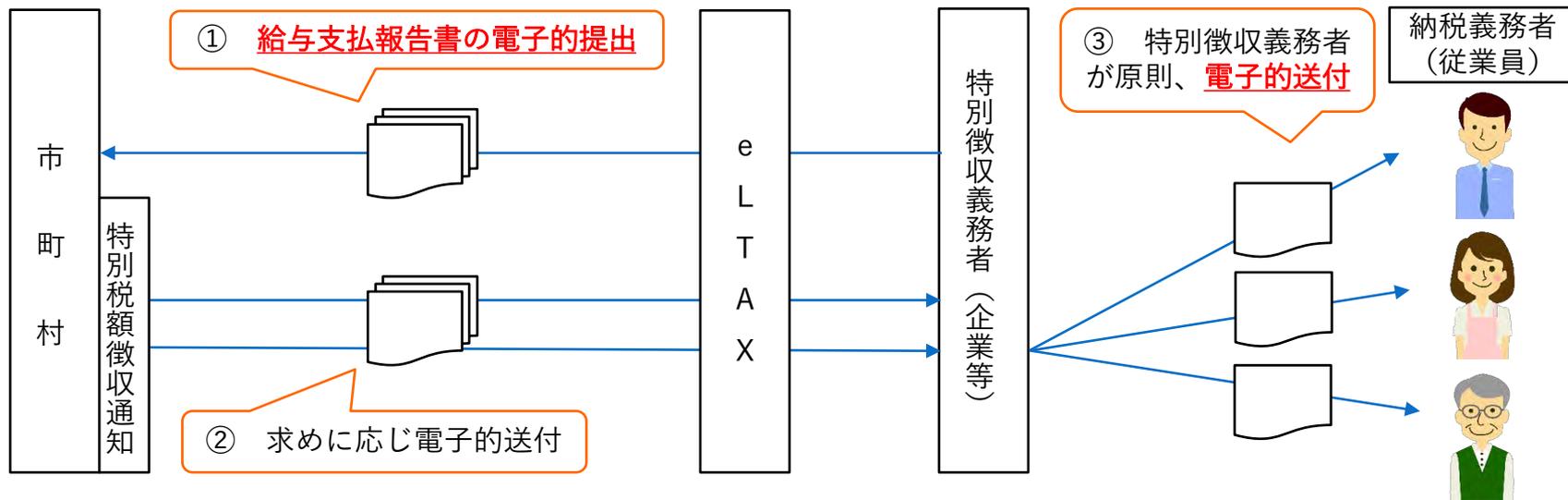
個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

改正のポイント

- 給与所得に係る特別徴収税額通知について、一定の要件を満たした場合、eLTAXを経由して当該通知が送付されます。

解説

- 給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、**eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する**特別徴収義務者が申出をした場合、eLTAXを経由して特別徴収義務者へ当該通知が送付されます。
- 給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、**eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する**特別徴収義務者で、個々の納税義務者に対し電磁的方法により通知内容を提供できる体制を有する者が申出をした場合、eLTAXを経由して当該通知が送付されます。



実務上の留意点

給与支払報告書を電子的に提出する際に、特別徴収税額通知の**電子的送付の希望の有無を報告**します。現在選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」は終了になります。

適用時期

令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。

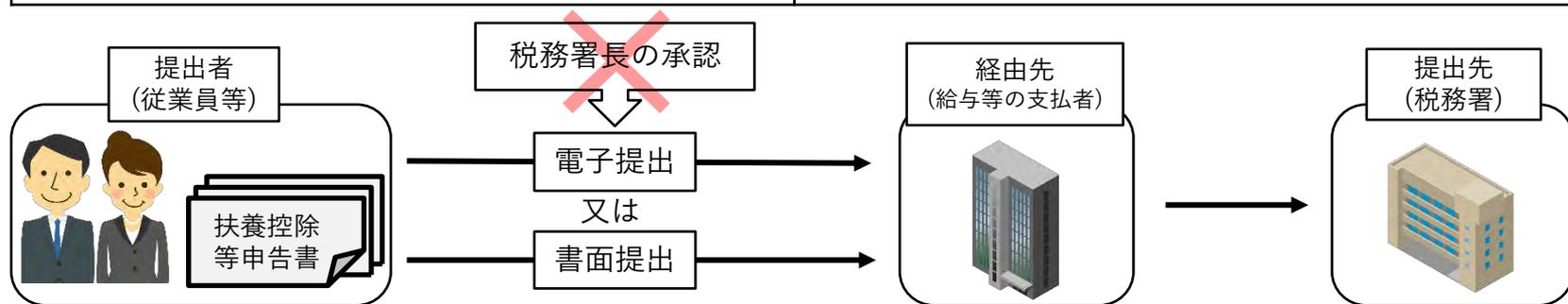
源泉徴収関係書類の電子提出に係る税務署長の承認の廃止

改正のポイント

- 給与等、退職手当等又は公的年金等の支払を受ける者が、その支払をする者に対し、源泉徴収関係書類を電磁的方法により提供する場合に、税務署長の承認が不要となります。

解説

【改正前】	【改正後】
給与等の支払を受ける者は、 <u>その支払者が税務署長の承認を受けている場合に限り</u> 、源泉徴収関係書類の書面提出に代えて、電子提出が可能。	電子提出の要件である「 <u>支払者が受けるべき税務署長の承認</u> 」が不要となります。



【対象書類(源泉徴収関係書類)】

〈給与所得者〉(所法198、措法41の2の2、41の3の4)

- ・ 扶養控除等申告書
- ・ 配偶者控除等申告書
- ・ 基礎控除申告書
- ・ 保険料控除申告書
- ・ 住宅ローン控除申告書
- ・ 所得金額調整控除申告書 (令和2年より適用開始)

〈退職所得者〉(所法203)

- ・ 退職所得の受給に関する申告書

〈公的年金等の受給者〉(所法203の6)

- ・ 扶養親族等申告書

適用時期

令和3年4月1日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用となります。

申告義務のある者の還付申告書の提出期間の見直し

改正のポイント

- 確定申告において、その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合には申告義務がありました。このうち還付となる場合には申告義務がなくなります。
- この場合の確定申告書の提出期間は現行の申告義務のない者の還付申告書の提出期間と同様となります。

解説

- 新型コロナウイルスへの対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、その年分の所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除しきれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出義務がなくなります。

	【改正前】	【改正後】
確定所得申告（納付申告）	・ 申告義務：あり ・ 提出期間：翌年2月16日～3月15日	同左
確定所得申告（還付申告）	・ 申告義務： あり ・ 提出期間：翌年1月1日～3月15日	・ 申告義務： なし ・ 提出期間： 翌年1月1日～5年間
還付等を受けるための申告	・ 申告義務：なし ・ 提出期間：翌年1月1日～5年間	同左

実務上の留意点

還付申告の義務がなくなっただけであり、還付を受けるためには還付申告書を提出期間内に提出する必要があります。

適用時期

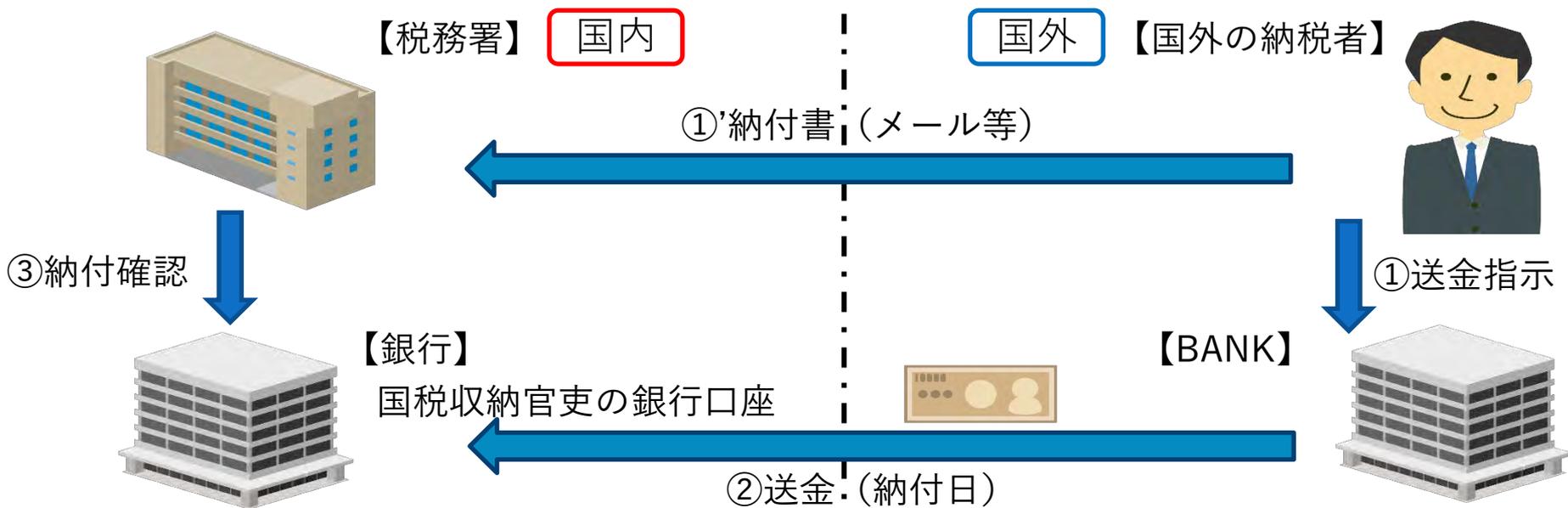
令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用されます。

国外からの納付方法の拡充

改正のポイント

国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて国税収納官吏の国内銀行口座に送金する方法により行うことができることとされます。

解説



実務上の留意点

国外の金融機関を通じて送金した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定が適用されます。

適用時期

令和4年1月4日以後に納付する国税について適用となります。

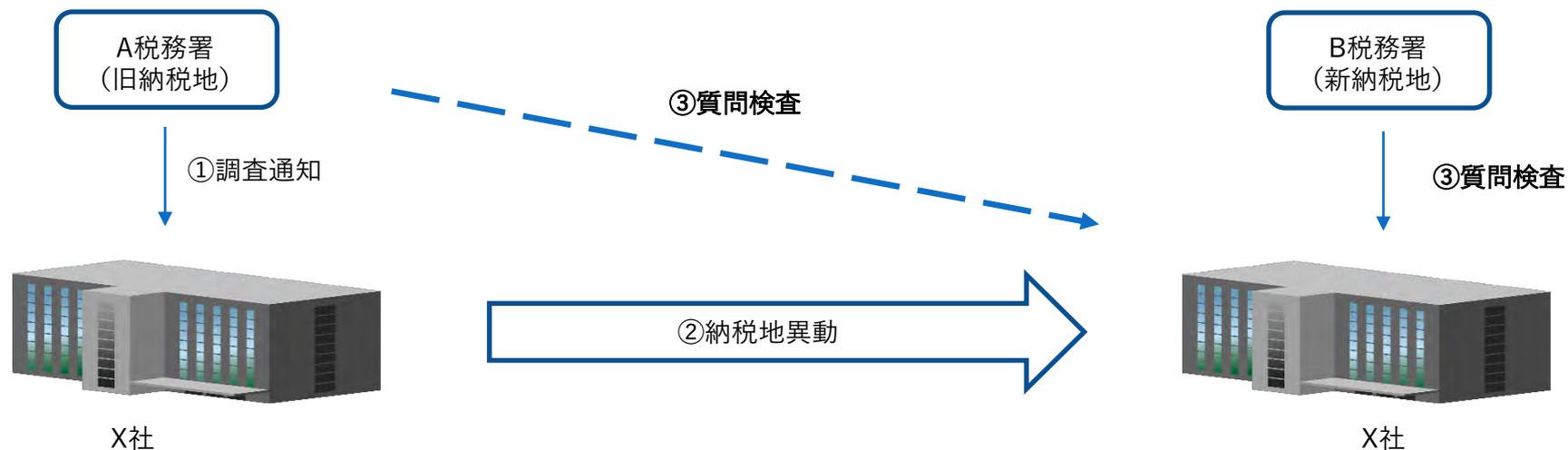
納税地の異動があった場合における質問検査権の管轄の整備

改正のポイント

- 法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について、調査通知後に納税地の異動があった場合において、質問検査権の管轄の整備が行われます。

解説

- 法人税、地方法人税又は消費税の調査における質問検査権の行使は、法人の納税地の所轄国税局又は所轄税務署の当該職員に限られるという取扱いを悪用し、調査着手後に納税地の異動を繰り返すことで、法人税等の調査忌避を行う事例が散見されたため、是正のための改正が行われます。
- 改正後は、旧納税地の所轄国税局長又は所轄税務署長が必要があると認めるときは、**新納税地**の当該職員に代わり**旧納税地**の当該職員が質問検査権を行使することが可能となります。



実務上留意点

「調査通知」とは、調査の事前に行う納税義務者に対する調査の対象となる税目、期間等の通知をいいます。

適用時期

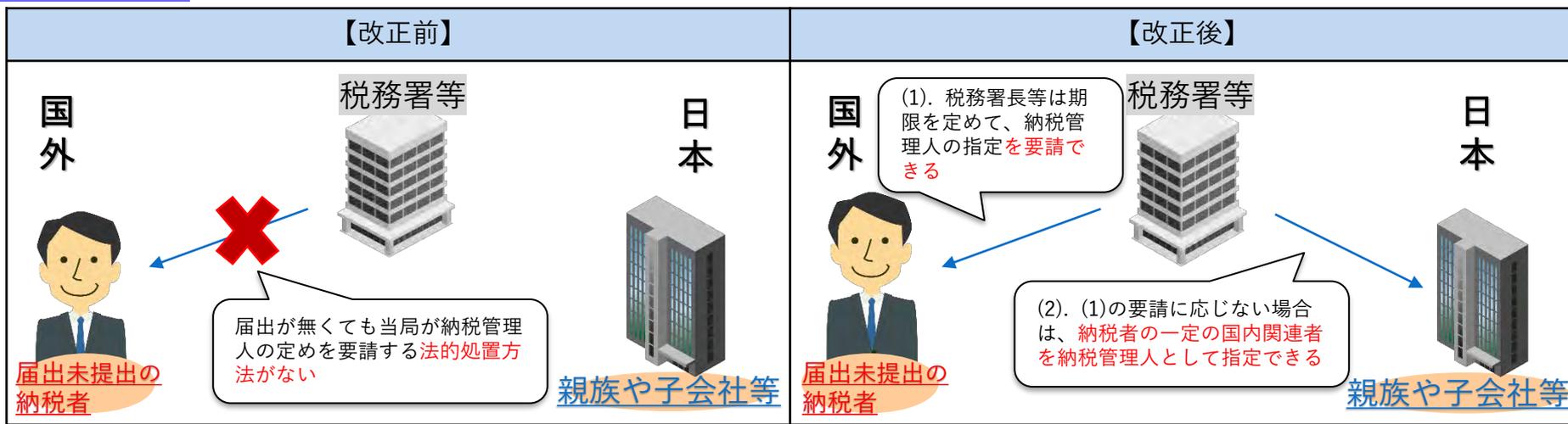
令和3年7月1日以後に新たに納税者に対して開始する調査及び当該調査に係る反面調査について適用となります。

納税管理人制度の拡充

改正のポイント

- 納税管理人を定めるべき者が納税管理人の届出をしなかった場合、その納税者の所轄税務署長等は届出を要請できることとなります。
- 上記の要請を受けてもなお届出をしなかった場合、所轄税務署長等は国内に住む納税者の関係者等を納税管理人として指定できることとなります。

解説



※一定の国内関連者

納税者が個人：①納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者②納税者と国税の税額等の計算等で契約により密接な関係を有する者③納税者が継続的に行う取引の場を提供する事業者

納税者が法人：①法人の発行済株式等の50%以上保有し又は保有される関係その他特殊の関係のある法人②法人の役員または生計を一にするその配偶者その他の親族で成年に達した者③納税者が個人の場合の②と③に掲げる者

実務上の留意点

特定納税管理人の指定については、特定納税者及び特定納税管理人に対し、書面通知が行われます。また、通知内容に対し、両者による不服申立て又は訴訟が可能とされます。

適用時期

令和4年1月1日以後に行う要請および指定について適用されます。

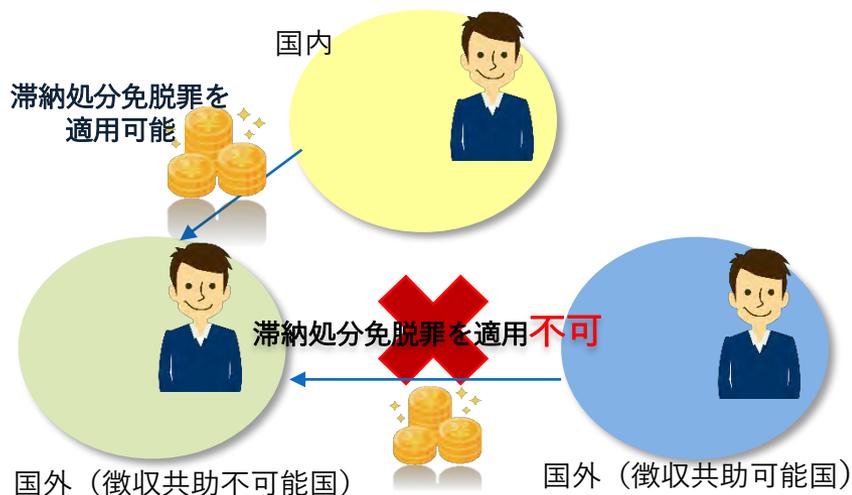
国際的徴収回避行為への対応①

改正のポイント

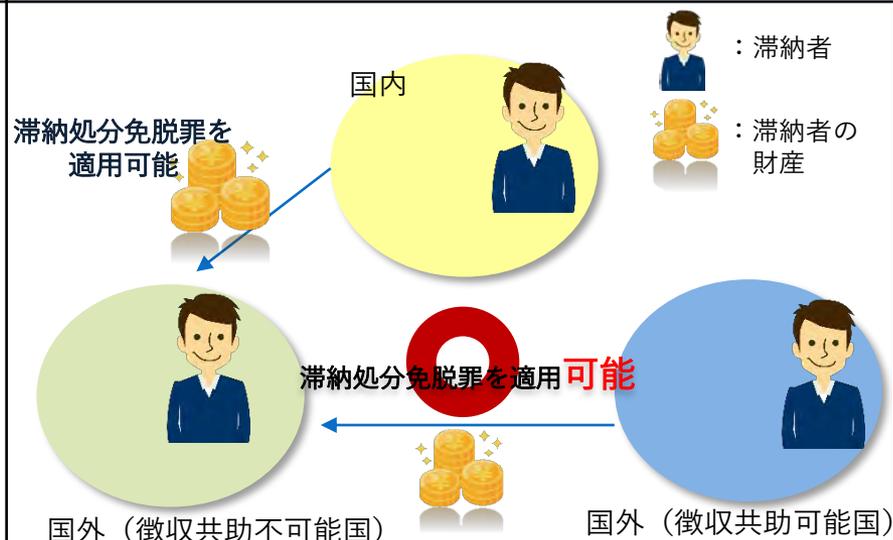
- 滞納処分免脱罪の適用対象に、納税者等が徴収共助による徴収を免れる目的で国外財産の隠蔽等の行為をした場合が追加されます。

解説

【改正前】



【改正後】



適用時期

令和4年1月1日以後にした違反行為について適用されます。

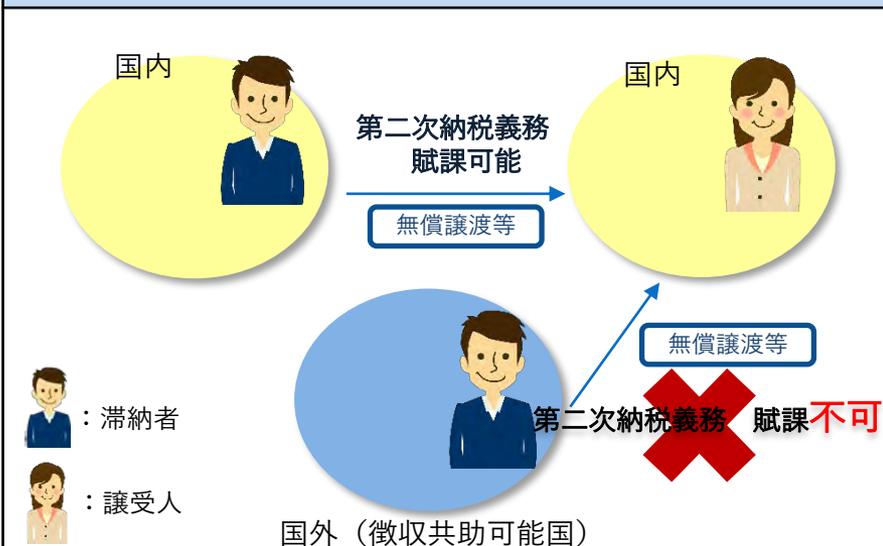
国際的徴収回避行為への対応②

改正のポイント

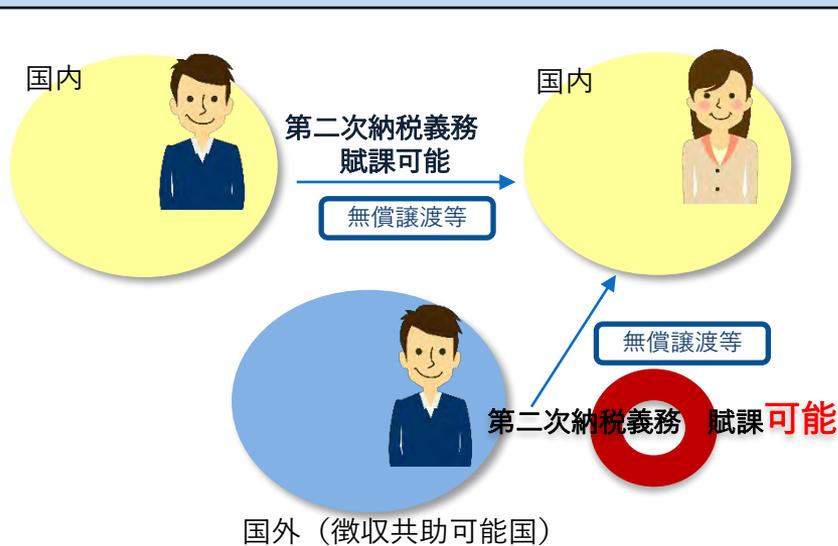
- 徴収共助を要請した滞納国税につき、滞納処分や徴収共助をしても徴収不足となる場合に、その不足が国外財産の無償譲渡等に基因するときは、その譲受人等に対し、第二次納税義務を賦課できることとなります。

解説

【改正前】



【改正後】



実務上の留意点

徴収不足額が国税の法定納期限の1年前の日以後に行われた国外財産の無償譲渡等に適用されます。

適用時期

令和4年1月1日以後に滞納となった国税に適用されます。（同日前に行われた無償譲渡等は適用されません。）

本資料は財務省「令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）」、財務省主税局「参考資料」、経済産業省資料、厚生労働省資料、金融庁資料、農林水産省資料、総務省資料、自由民主党税制調査会資料、日本経済新聞、週刊T&Amaster、週刊税務通信、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

<執筆者一覧>

足立 真行	川内 謙志朗	寺澤 由衣
安積 健	菊池 典明	寺島 礼人
新井 康史	小湊 高德	寺島 忍
井口 麻里子	昆 周男	戸塚 裕也
池田 宗士	佐々木 洋子	豊島 鷹平
伊藤 智彦	佐藤 正太	根本 久雄
大島 敦史	至田 拓哉	秦 幸太郎
大谷 朋子	清水 一史	羽藤 徹夫
大橋 裕治	杉本 慶太	平川 亮
奥村 知広	鈴木 智哉	干場 啓太郎
小野 浩司	高山 智之	松村 幸一郎
片岡 俊一郎	田端 幸治	松本 陽子
香月 拳	田村 ひろ美	三ツ井 孝生
金森 里絵	壺井 泰樹	三村 浩一郎
兼本 悠次	寺門 千尋	

(この資料に関するお問い合わせ先)

辻・本郷 税理士法人

東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライタワー-28階

TEL： 03-5323-3301 (代表)

FAX： 03-5323-3302

URL: <http://www.ht-tax.or.jp>